

# 第二百八回国 参議院外交防衛委員会會議録第十四号

令和四年六月二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十九日

堂故 茂君

羽生田 俊君

宮島 喜文君

高橋 光男君

五月二十日

伊藤 孝江君

杉 久武君

六月一日

武見 敬三君

松川 るい君

山口那津男君

六月二日

宮崎 雅夫君

伊波 洋一君

補欠選任

三宅 伸吾君

武見 敬三君

中曾根弘文君

伊藤 孝江君

補欠選任

高橋 光男君

山口那津男君

補欠選任

宮崎 雅夫君

佐藤 啓君

河野 義博君

補欠選任

滝沢 求君

高良 鉄美君

補欠選任

宇都 隆史君

和田 政宗君

小西 洋之君

高橋 光男君

井上 哲土君

岩本 剛人君

佐藤 啓君

馬場 成志君

佐藤 啓君

佐藤 正久君

滝沢 求君

中曾根弘文君

三宅 伸吾君

宮崎 雅夫君

田島麻衣子君

羽田 次郎君

福山 哲郎君

河野 義博君

上田 清司君

音喜多 駿君

鈴木 宗男君

高良 鉄美君

岸 信夫君

磯崎 仁彦君

小田原 潔君

鈴木 貴子君

上杉謙太郎君

本田 太郎君

三宅 伸吾君

金子 真実君

神田 茂君

小林 英樹君

丸山 秀治君

石川 浩司君

外務省大臣官房

地球規模課題審

議官

外務省大臣官房

審議官

外務省大臣官房

審議官

外務省大臣官房

参事官

外務省大臣官房

赤堀 毅君

遠藤 和也君

御巫 智洋君

岩本 桂一君

金井 正彰君

植野 篤志君

安藤 俊英君

武井 貞治君

大坪 寛子君

川嶋 貴樹君

増田 和夫君

土本 英樹君

岡 真臣君

外務省大臣官房

地球規模課題審

議官

外務省大臣官房

審議官

外務省大臣官房

参事官

外務省大臣官房

外務省大臣官房

地球規模課題審

議官

外務省大臣官房

審議官

外務省大臣官房

参事官

外務省大臣官房

外務省大臣官房

地球規模課題審

議官

外務省大臣官房

審議官

外務省大臣官房

参事官

外務省大臣官房

外務省大臣官房

地球規模課題審

議官

外務省大臣官房

審議官

外務省大臣官房

参事官

外務省大臣官房

○委員長(馬場成志君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、出入国在留管理庁出入国管理部長丸山秀治君外十四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(馬場成志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(馬場成志君) 外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○田島麻衣子君 立憲民主・社民の田島麻衣子です。本日もよろしくお願ひいたします。

まず冒頭、国民生活に重大な影響を与える時事問題に関連しまして、林大臣のコロナ陽性の現状について伺いたいたんですが、これからは、アジア安全保障会議で岸田首相が登壇されると。また、北朝鮮は核実験に関連して、安保理では制裁強化決議を採択しようという動きもあります。

この国会日程めじり押しの中で、本当に外務省、外交をしつかりやっていくのか、林大臣と連携を取ってしつかりやっていくのか、困難を乗り越えるのか、そのちよつと御決意を伺いたいたいと思ひます。

○政府参考人(石川浩司君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、林大臣は現在自宅療養中でございます。他方、林大臣とは随時連絡を取つて必要な指示を仰ぎますとともに、また各種会合には代理の出席者を調整するなどして外交日程に支障がないよう適切に対応していきたいと思ひっております。

○田島麻衣子君 よろしくお願ひいたします。

公務復帰というのは保健所の指針に従うと記者会見では言つていらつしやいましたが、具体的に

何日ぐらひになりますか。

○政府参考人(石川浩司君) 大臣、現在自宅療養中でございまして、復帰の時期につきましては保健当局の指示に従つて適切に対応していくということとございまして、一般論で申し上げますと、発症日から十日経過して、かつ症状が軽快した後七十二時間経過した場合に療養解除が可能ということとございまして、今回のケースに当てはめると考えております。

○田島麻衣子君 最短で六月十一日までの療養というのを伺いました。ありがとうございます。

では、質問に移らせていただきます。私のこの質問で皆様に本当に訴えたいこと、指摘したいことというのは、まず、国家の安全保障というものは、国民の生命、安全に直結する重大事項です。これらの本場に重大事項にもかかわらず、きちんと国会の場で議論するために必要な情報が我々国会議員も含めて十分に提供されていないという問題があります。この問題意識を基に質問させていただきたいと思ひます。

まずです。岸大臣に伺ひます。防衛費の相当な増額ということを岸田大臣が五月二十三日の日米首脳会議で表明されました。五月三十一日の参議院予算委員会では、この額は幾らかと問われて、防衛力を抜本的に強化するのに見合うだけの予算というふうに答弁されていまして、具体的にこれ幾らなんですか。

○国務大臣(岸信夫君) 今我が国を取り巻く安全保障環境、一層厳しさを増す中で、まず何を行うべきか、国民の命や暮らしを守るのに何が必要なのか、具体的、現実的にしつかり議論をし、積み上げていくことであります。その結果、防衛力の抜本的強化に当たつて必要となるものの裏付けとなる予算をしつかり確保していく考えであります。こうした観点から、総理は日米首脳会談で防衛費の相当な増額を確保する決意を表明されたと承知しております。

こうした考えの下、防衛力の抜本的強化に当

たつて必要となるものの裏付けとなる予算の内容や規模等について、新たな国家安全保障戦略等の策定や今後の予算編成の過程を通じて検討してまいります。また、その予算の内容や規模について国民の皆様の御理解を得られるように、しかるべきタイミングでしつかりと説明をさせていただきます。

○田島麻衣子君 金額をお答えにならないんですね。

これ、二十六日の派閥会合で安倍首相、元首相は、来年六兆円後半から七兆円が見えるぐらいが相当ではというふうにおつしやつておりまして、自民党茂木幹事長、二十九日、また同じように、来年度予算で六兆円台の半ばかそれ以上に持つていくとおつしやつています。これ否定されませんか。

○国務大臣(岸信夫君) これは議員の発言でございまして、様々な意見があるものと承知をしております。

○田島麻衣子君 防衛省の設置法案でも議論しましたが、自衛官の定員数、これは法律によつて物すごく厳しく決められているわけですよね。それに対して、防衛費、これは全く実際の目安というのが示されておらず、国会の議論、これがやっぱり中心になっていくと思ふんです。それにもかかわらず、しつかりと根拠を教えていただけない。これ、国民にいつ金額を説明されるおつもりですか。

○国務大臣(岸信夫君) これから新たな国家安全保障戦略等の策定や防衛大綱、中期防の策定が同時に行われてまいります。その中で、議論を通じて、今後の予算編成過程を通じて検討してまいります。

○田島麻衣子君 いつぐらひになりますか。月、言えますか。

○国務大臣(岸信夫君) これは議論がこれからのものですので、予断を持つてお答えをすることは差し控させていただきます。(発言する者あり)

○田島麻衣子君 年末までにとつていう場外発言が今

上がりましたけれども、これ、年末までということ、御理解でもよろしいですか。

○国務大臣(岸信夫君) 年末までに国家安全保障戦略の策定やその他の文書、いわゆる三文書について議論を行つてまいりますので、その中で議論をしてまいります。

○田島麻衣子君 この予算、十一兆円、もしGDP比に対して二%を本場に計上するとすると十一兆円規模になるということが計算出ておりますが、その中には不平等な契約なども随分指摘されているんですね。対外有償軍事援助、FMSの不平等条約の見直し、これもしつかりとされた後にこうした総額というのは決定されるという理解でよろしいですか。

○国務大臣(岸信夫君) そうしたFMSの在り方等も含めて、国家安全保障戦略の中で議論を尽くしてまいります。

○田島麻衣子君 さちんと議論をされるということとよろしいですね。

○国務大臣(岸信夫君) 議論を尽くしてまいります。

○田島麻衣子君 是非この国会の場でもしつかりと情報を提示して、我々が議論できる場を設定していただきたいと思ひます。

次です。五月二十三日、バイデン米大統領と岸田首相の共同記者会見の中で、中国が台湾に侵攻した際の米国の軍事的関与について、バイデン大統領、イエスというふうには返答されていまして、これは単なる言い間違いなのか、そういうふう

に指摘される識者もおりますし、それともあらかじめ計画されたものなのか、政府の見解はいかがでしょうか。

○副大臣(鈴木貴子君) ただいま委員が指摘をされましたこのバイデン大統領、アメリカの、米国内閣の御発言でありますので、我が方といたしまして何かこれに関してお答えをすることは差し控させていただきますと思ひます。

ただ一方で、バイデン大統領が日本に來られた

際にも、もちろん日米首脳会談行わせていただいております。非常に重要な点は、今般の日米首脳会談の間、台湾に関する米国の基本的な立場に変わりはないということをしつかりと確認をさせていただいております。また、委員が先ほど御指摘をされましたこの発言の後にも、バイデン大統領自らも変更はないという旨も重ねて発言されたということも私も報道等で承知をしているところであります。

○田島麻衣子君 この基本的な政策とは具体的に何でしょうか。

○副大臣(鈴木貴子君) 大変重ね重ねで恐縮ですが、米国の意図する米国の基本的な立場というものは、本来であれば、一義的には米国の述べることであると思っております。

ただ一方で、公になっているものからお答えを例えさせていただきますとしますならば、米国の国務省のホームページによりますと、米国の長年にわたり一つの中国政策を取っており、これは台湾関係は、三つの米中共同コミュニケ、六つの保証によって導かれている、また、米国は台湾と外交関係を結んでいないが、非公式には強固な関係を築いており、台湾海峡の平和と安定を維持することに変わらぬ関心を寄せているということが記載されていると承知をしております。

○田島麻衣子君 一つの中国政策については変更がないというこの理解だというふうには私は理解したんですが、そうすると、バイデン大統領のこのイエスという発言、軍事侵攻されたときに関与するとういふうにおっしゃっているんですから、これは言い間違いになりませんか、どうですか。

○副大臣(鈴木貴子君) 米国バイデン大統領の発言にしまして、それが言い間違いであったのか否かというものを判断、評価する立場にないという観点から、答弁ができかねますことを是非とも委員にも御理解をいただきたいと思っております。

○田島麻衣子君 一緒に同盟をやっているんですよ。これ物すごく大事なことだと思いますよ。

私、冒頭に言いましたが、今政府は我々が国家安全保障戦略を議論するのに十分な情報を出してきていないという問題点があるんです。これちゃんとおっしゃっていただけませんか、どういふふうにお考えなんですか。

○副大臣(鈴木貴子君) さっき、バイデン大統領の発言の一つ一つに対して日本側から何か評価をするということは差し控えていただきたいと思っております。

しかしながら、重要なのは、まさにこの日米間の中で何を確認をしているのかという点であると思っております。バイデン大統領が日本を訪問をされ、そしてまた岸田文雄総理と実際に対面での首脳会談を行わせていただきました。その際に、岸田総理から、この米国の基本的な立場に変更がないということを確認をしている、まさに同盟国との関係の中でもしつかりと確認をさせて、対面でも確認もさせていただいております。

それに加えまして、またブリンケン國務長官からも同旨の、台湾について大統領が述べたように、我々の政策に変化がないということも重ねて表明がされているということも承知をしております。

○田島麻衣子君 今年の三月十日にアメリカの上院軍事委員会では、このアメリカの曖昧政策に対する議論が行われています。トム・コットン上院議員は、安倍晋三元首相の名前をきちつとこれ出してしています。アメリカの曖昧戦略、台湾に対する曖昧戦略、これは見直すべきであると安倍晋三元首相が言っている、アメリカもしつかり議論をするべきではないかということをおっしゃっているんですね。

こうしたことがアメリカ議会でも今年起こっているんですよ。日本政府、しつかりと情報を共有して、国民がきちつと判断できるように、参議院選挙あるわけですから、きちつと情報を出していただきたいと思うんです。

次です。質問通告の八番です。今、敵基地攻撃能力、名前を変えまして反撃能

力というふうに言われておりますけれども、この議論の大前提として、我々は北朝鮮によるミサイルの脅威、これから守ることができるのか、迎撃能力はどこまで十分なものか、この情報はこの反撃能力を判断する上で非常に大事な情報だと思っております。これはお答えいただけますか。どこまで十分に日本の迎撃能力は北朝鮮のミサイルというものを防ぐことができるんでしょうか、岸大臣、お願いします。

○國務大臣(岸信夫君) 北朝鮮のミサイルに関するお問合せでございますが、我が国の弾道ミサイル防衛は、海上自衛隊のBMD対応のイージス艦による上層での迎撃と航空自衛隊のPAC3による下層での迎撃、これを組み合わせる多層防衛により対応することとしています。

他方、北朝鮮のミサイルが我が国に飛来してきた場合を含めて、迎撃の可否については、我が国、我が方の能力が察知される、推察されることから、お答えができないことも御理解をいただきたいと思っております。

その上で、北朝鮮は弾道ミサイル攻撃能力の強化を着実に図っており、例えばTELや変則軌道で飛翔するミサイル等によって、発射北候の早期把握や迎撃はより困難となっております。このため、迎撃能力を高める不断努力も必要であります。

いわゆる反撃能力を含めて、あらゆる選択肢を排除せず、具体的に検討してまいります。

○田島麻衣子君 今大臣、答弁の中で、迎撃することは困難になっているとおっしゃいましたが、日本の防衛能力は北朝鮮のミサイル攻撃を防衛するのには十分ではないという理解でよろしいですか。

○國務大臣(岸信夫君) 日本の迎撃能力についてお答えすることは我が方の能力が推察され得ることから、お答えは差し控えていただきます。

○田島麻衣子君 そうなんですよ、答えないんですよ。防衛費の額もお答えにならないんですよ、実際どこまで日本の防衛力というものがある

のかということをお答えいただけないんです。(発言する者あり)本場にそうですよ。答えるために出席しているんだというふうな指摘が隣から上がりましたが、本場にそのとおりだと思っております。

次です。岸田総理大臣は、二十六日、衆議院の予算委員会で、反撃能力の表現を使って答弁されました。これ、これまでずっと日本政府は敵基地攻撃能力と呼んでいらしたわけですが、これを言い換えた理由はありますか。

○國務大臣(岸信夫君) いわゆる敵基地攻撃能力とは、昭和三十一年の政府答弁で述べられていたように、我が国に対して急迫不正の侵害が行われ、弾道弾等による攻撃が行われた場合に、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限の措置をとること、例えば誘導弾等により攻撃を防御すること、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことであり、法理的には自衛の範囲内に含まれ、可能とされておりま

す。また、これまでもる申し上げてまいりましたとおり、いわゆる敵基地攻撃能力という名前については、一般に広く用いられているものを使用してきておるところでございます。その上で、いわゆる敵基地攻撃能力にせよ、反撃能力にせよ、昭和三十一年の政府答弁に示された考え方に変更はありません。また、あらゆる選択肢について、名称も含めて検討していくことには変わりございません。

○田島麻衣子君 全く質問に答えていただけませんが、私の質問はシンプルです。なぜ政府が敵基地攻撃能力から反撃能力という呼び名に換えたのか、公の場で、その理由です。

○國務大臣(岸信夫君) いわゆる敵基地攻撃能力にせよ、いわゆる反撃能力にせよ、今後、名称も含めて検討していくことには変わりございません。公式的に言い換えたというわけではございません。

○委員長(馬場成志君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(馬場成志君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(岸信夫君) いわゆる敵基地攻撃能力という名称につきましては、これまで一般的な広く用いられてきた名称であります。

その上で、自民党によります新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言においては、攻撃能力の保有について提言しております。総理は、こうした提言も踏まえて、いわゆる攻撃能力を含めて、あらゆる選択肢を排除しないと述べられております。

いずれにいたしましても、あらゆる選択肢について、名称も含めて検討していくことに変わりはありません。引き続き新たな国家安全保障戦略等を策定する過程で議論をしてまいります。我々として公式に言い換えるということを行ったわけではございません。

○田島麻衣子君 総理、もう答弁されていますよ。議事録見れば明らかだと思うんですが、攻撃能力というふうにおっしゃっているんですよ。これ、換えていないという理解でよろしいですか、政府は、公式に。

○国務大臣(岸信夫君) いわゆる攻撃能力とそれからこれまでで使用してきた敵基地攻撃能力につきましては、公式に言い換えたというものではないでございます。

○田島麻衣子君 公式に……(発言する者あり)じゃ、総理答弁を我々はもう理解したらいんですよ。攻撃能力とおっしゃっていますよ。これはどういうふうにご理解したらいんですよ。

○国務大臣(岸信夫君) 自民党によりますこの提言の中で、攻撃能力の保有について提言しております。総理は、こうした提言も踏まえて、いわゆる攻撃能力も含めて、あらゆる選択肢を排除しないと述べたものでありますと承知をしております。

○田島麻衣子君 ちよつと意味が分からないんですが、政府は換えていないということではよろしいですね。では、敵基地攻撃能力を使うんですね。

これからも。○国務大臣(岸信夫君) いずれにいたしまして、あらゆる選択肢について、名称も含めて検討していくことに変わりはありません。

○田島麻衣子君 ごめんなさい、これに時間使いたくないんですが、換えたのか換えていないのか、簡潔にお答えください。

○国務大臣(岸信夫君) これも、敵基地攻撃能力にせよ、攻撃能力にせよ、今後、名称も含めて検討していくということではございますので、公式に言い換えたというものではございません。

○田島麻衣子君 最後、公式に換えたのではないとおっしゃいましたね。うなずいていらつしやいますね。

公式に換えたのではないのであれば、この総理がおっしゃった攻撃能力と敵基地攻撃能力、この違いは何ですか。

○国務大臣(岸信夫君) 今の御質問でございませうが、いわゆる敵基地攻撃能力にせよ、いわゆる攻撃能力にせよ、今後も名称について検討していくということではございますけれども、今、具体的に二つの言葉に違いがあるということではございません。

○田島麻衣子君 敵基地攻撃能力と攻撃能力の定義において差はないということですね。

○国務大臣(岸信夫君) これから検討していくということではございます。

○田島麻衣子君 これ、大丈夫ですか、日本の防衛能力。敵基地攻撃能力、攻撃能力、これだけ国民の関心事項になっていて予算委員会等でも議論されているにもかかわらず、これが一体何なのかというのは今後検討していくんですか。

じゃ、いつ検討をしてこれを国民に説明するんですか。我々、判断できないですよ。防衛費も出してこない、防衛力もきちんと説明してください。敵基地攻撃能力、攻撃能力は何かということも教えてもらえない。これ、どうやって国会で議論したいんですか。いつ国民に説明するんですか。

○国務大臣(岸信夫君) これから国家安全保障戦略三文書の策定に当たりまして、名称も含めてあらゆる選択肢を排除せずに検討してまいります。

○田島麻衣子君 国民の皆さんに知っていただきたいんですが、今、我々はこんなに曖昧模糊とした中で、きちんとした情報がもらえない中で国家安全保障戦略を議論しているんですよ。ここ、国会ですよ。何も答えなく、ださらないんですよ。もう少し行きますよ。中国が台湾に侵攻した場合、米国は軍事的関与を行うんですか。これについて政府の見解をお答えください。

○副大臣(鈴木貴子君) いわゆる台湾有事という仮定の状況における第三国、つまり米国の政策についてお答えをするということは非常に難しく、差し控えたいところであります。

その上で、米国は長年にわたり、先ほども申し上げさせていただきましたが、この一つの中国政策というものを取っており、台湾関係法も前提としつつ、台湾海峡の平和と安定や两岸の相違の平和的解決の重要性というものを強調していることと承知しております。

いずれにしても、台湾海峡の平和と安定は、日本の安全保障はもとより、国際社会の安定にとつても非常に重要であると思っております。引き続き、我が国としても、同盟国である米国としっかりと緊密に連携をさせていただきながら、この兩岸関係の推移というものを注視してまいります。

○田島麻衣子君 台湾に侵攻を中国がした場合、米国がどう動くか、これもしつかりとお答えいただけないんですよ。これも日本の防衛力を議論するのに物すごく重要な情報だと思うんですよ。十一兆円掛けたら、国民、増税行くかもしれないですよ。それにもかかわらず、こうした大事な情報を教えていただけではないんですよ。

次です。中国が台湾に侵攻した場合、日本は軍事的関与を行うんでしょうか。行うとした場合、それは具体的に何が起こったときですか。○国務大臣(岸信夫君) 我が国が取る対応につき

ましては、実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断していくものと了解しております。

お尋ねの中国が台湾に侵攻した場合という仮定の状況を前提として、定型的、類型性的にお答えすることは困難でございます。そもそも、政府としては、台湾をめぐる情勢の安定は南西地域を含む我が国の安全保障にとつて重要であります。台湾をめぐる問題について対話により平和的に解決されることを期待する立場であります。

その上で、我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは政府の責務であります。いかなる事態にも対応していけるように、平素からの体制の整備を含めて万全を期してまいります。

○田島麻衣子君 個別具体的に勘案しながら総合的に判断する、これ何にも言っていないのと同じですよ。答えていないのと同じですよ。実際に台湾有事に日本は軍事的関与を行うか、これについても明確な答えというのはいらないわけですよね。これでどうやって日本の防衛力議論したらいいんですか。どうやって国民の増税も関連している防衛費議論したらいいんですか。

次、行きますよ。台湾有事における基地使用の事前協議です。これに関連して、岡田議員と林外務大臣との議論の中で、日本は自主的に可否を判断するということに答弁されていますが、この検討基準について教えてください。

○副大臣(鈴木貴子君) 台湾有事という仮定の質問であります。この事前協議に際しましては、我が国の利益の確保の見地から、具体的事案に即して我が国が自主的に判断をしてこの可否の決定というものをさせていただくところであります。また、ちなみに、その我が方の諾否の基準という点でありますけれども、我が国の利益、すなわち日本の安全を確保するというものであり、その際、極東の安全なくしては我が国の安全を十分確保し得ないという認識の下に、極東の安全に関する

る事態を常に我が国自身の安全との関連において判断をし、我が国の安全に直接また極めて密接な関係を有するかどうかという見地から対処するというのが従来からの政府の見解、立場でありま

す。  
○田島麻衣子君 具体的な事案に即して勘案するというふうになっておりまして、これも具体的にどういうふうになったらどうなるのかということを示していただいているんですよね。

次です。武力行使新三要件というのができております。これがどんな事態に当てはまるのかということも仮定の質問にはお答えできないというふうなことが政府答弁で繰り返されているんですね。なので、仮定の質問はやめます。過去に起こったことについて伺います。

過去の歴史上で武力行使新三要件が当てはまった事例はあるのでしょうか。また、その検証はされていますか。

○国務大臣(岸信夫君) 過去の歴史上の事例というところでございますが、お尋ねのような第三国間の軍事行動及び他国の存立に関する事例について、政府として評価する立場にはございません。

また、武力の行使の三要件は、我が国独自の、また国際的に見ても非常に極めて厳格な要件であります。一般に、過去の第三国間の軍事行動の事例についてはこのような厳格な要件を前提とした情報収集を行うておらず、当時の状況について当てはめ等を行うことはそもそも困難であることを御理解いただきたいと思えます。

その上で、政府としては、これまで、邦人輸送中の米艦艇の保護、それからホルムズ海峡における機雷敷設といった事例を存立危機事態に該当し得るケースとして説明してきています。

○田島麻衣子君 このウクライナ侵略ですけれども、この前に破壊的なサイバー攻撃をウクライナが受けています。デジタルインフラに対する広域のかつ破壊的なサイバー攻撃が発生したことが明らかになったと。

これももし日本で起こったなら、これ、新三要件の関連で当てはまるんでしょうか、当てはまらないんでしょうか。

○国務大臣(岸信夫君) 先ほども申しましたけれども、個別具体的な要件に対しまして、政府は総合的に判断をしております。

○田島麻衣子君 今、聞きました。この過去に実際に起こった事例であったとしても答えられないんですよね。個別具体的に総合的に判断する以上のことはおっしゃらないんです。おかしいと思えますよ。

次に行きます。新防衛大綱が作られるというところで随分この委員会でも議論されておりますが、この一部を秘密化する案があるという旨の報道が出ています。この事実関係を確認させていただきたい。

○国務大臣(岸信夫君) 報道については承知をしておるところでございます。

防衛計画の大綱に代わる新たな文書を策定し、一部を秘密化するといった検討を行っているという事実はございません。このため、特定秘密への指定という議論もございません。

その上で、国民の命と平和な暮らし、我が国の領土、領海、領空を守り抜くという断固たる決意の下で、引き続き防衛省としてあらゆる選択肢を排除せずに現実的に検討を進めてまいります。

○田島麻衣子君 報道では個人名出ておりますが、私は差し控えますが、かなり外務省の中核にあつた方々、元ですね、方々も、秘密バージョンの国家安全保障戦略を作るのが望ましいと語つたと出ていますが、これは違うということでしょうか、明確に否定していただけますか。

○国務大臣(岸信夫君) 少なくとも防衛省におきましてはそのような考え方でございます。(発言する者あり)でございます。

○田島麻衣子君 一部秘密化をしないという考え方でいらつしやるということですね。

○国務大臣(岸信夫君) そのとおりでございます。

す。

○田島麻衣子君 なる議論をさせていただいておりますが、皆さんもお分かりになったように、まず防衛費の詳細、この額を教えてくださいません。そして、北朝鮮のミサイルに対する防衛力、どこまで日本を守るのか、これは敵基地攻撃能力また反撃能力の議論に非常に中核となる大事な問題ですが、これについてもお答えいただけませんか。敵基地攻撃能力は何であるか、これも答えられない。反撃能力が何であるか、これも今後検討すると。具体的な新三要件については、個別具体的に、総合的に判断する。

これが、今の政府の国家安全保障に対する説明です。今後、これで参議院選挙に行つて、大型選挙三年間ないんです。どうするんですか、皆さん。こんなことでいいんですか。おかしくないですか。うなずいていらつしやいますけど、違いますよ。国民は、きちんと情報を得て、そこで議論をしなければいけないんじゃないんですか。おかしいと思えます。

五月二十九日、NHK「日曜討論」で、自民党の小野寺議員、これは安全保障部の部長をされていると思うんですが、自民党の小野寺議員は秘密会について言及されました。

外交や安全保障上、公にすることがや国益にかなわない事象の議論について、国会の秘密会に対応するということを一つの例に挙げているんですね。分かりますよ、私も。外交の機微に触れたりとか、相手方に手のうちを与える、教えることができない情報というのはあると思うんですね。であるならば、秘密会で議論する、これ、自民党の外交部長がテレビでおっしゃっていますよ。これを聞くことも考えることはできるんじゃないかというふうにおっしゃつたんですね。

この日本の安全保障戦略ですね、私が言ったように、何も大事なことを教えてもらえない、これで判断はできない、こういった状況に即して、日本の安全保障を議論するために秘密会を開催する点について政府見解を伺いたいと思えます。

○副大臣(鈴木貴子君) まさに国民の生命、財産を守るためにも、この外交安全保障というのは非常に重要だと思つております。まさにこの点、政府と田島委員の考えの認識に違いというものはないと確信をしております。いつも叱咤激励をいただいていることにも感謝を申し上げます。

この秘密会の話でありますけれども、この点に開きませんと国会運営ということになってくることから、政府の立場で何かこの秘密会の開催について発言をさせていただくことは差し控えをさせていただきますか。

○田島麻衣子君 今日、今日は衆議院の事務局に来ていただいております。

衆議院では、秘密会、過去に物すごくたくさん開いているんですね。これ、外交についても政策についても関連すること、秘密会で話しているんですよ。これちょっと御説明していただけます、どんな背景でこうした秘密会が衆議院側で開かれているのか。

○衆議院参事(小林英樹君) お尋ねの秘密会につきましては、国会法第五十二條第二項に「委員会は、その決議により秘密会とすることができる」と規定されております。この規定を受けまして、衆議院においては、衆議院委員会先例集に「秘密会は、政策、外交又は議員の身上その他重要事項等に関し秘密を要する場合に開く」とされているところでございます。

お尋ねのこれまでの秘密会の事例でございますが、近年は議員の逮捕許諾請求がされた場合の議院運営委員会における審査が多く見られるところでございますが、田島先生お尋ねのその外交安全保障に関するようなことで申し上げれば、第百六十八回国会、平成十九年十一月七日の国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援特別活動等に関する特別委員会における事例、また、第六十八回国会、昭和四十七年五月十七日でございますが、外務委員会の事例でございます。

○田島麻衣子君 過去、衆議院側で外交に関する秘密会が開かれた事例というのは、核に関する議論ということと秘密会で行っているということとを伺っているんですね。

皆さんにお配りしている資料二番を見ていただきたいと思うんですが、これ、アメリカの上院軍事委員会の議事録を引つ張ってきています。アメリカは物すごくたくさん秘密会開いていますよ。このクラシファイドウエーというのは秘密会という意味なんですけれども、非常に機微に触れるようなことというのは、じゃ、秘密会にして議論、徹底的に議論しろ、これがアメリカの民主主義だと思っただけですね。

日本はどうですか。何にも大事なことを教えてもらえなくて、参議院選挙に行つて、それが終わつて空白の三年間で全部皆さん変えるんですか。おかしいと思えます。

委員長に御提案です。

この外交安全保障に関する問題、秘密会、この参議院の外交防衛委員会で議論していただくことを協議していただけないか。

○委員長(馬場成志君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○田島麻衣子君 ありがとうございます。

最後、一問です。東京栄養サミット二〇二一年の抛出について伺います。

私も、十三年間、国際保健や飢餓の問題をやつてきたので、非常に関心を持っています。日本政府は三年間で三百億円の資金抛出を表明するというふうに出ておりますが、この使い道、もう決まりましたでしょうか。

○政府参考人(赤堀毅君) お答えいたします。

昨年十二月の東京栄養サミットでは、岸田総理から、日本は今後三年間で三千億円以上の栄養に関する支援を行うと発表いたしました。これは、各種の二国間協力や国際機関への抛出を始めとする栄養改善に関するODAによる支援から構成されます。具体的な案件としては各国のニーズも踏まえながら決定してまいります。例えば、途上

国における食料支援のほか、栄養改善に資する農業、漁業、水、衛生、教育などの分野の支援を想定しております。

直近の危機に対応して、先月には、ウクライナ情勢を受けた食料価格の高騰等の影響により人道状況の一層の悪化が懸念されるイエメンにおける食料危機に対応するため、一千万ドルの緊急無償資金協力を決定いたしました。また、人道状況が悪化するスリランカに対する緊急無償資金協力の一環として、百五十万ドルの食料支援を決定したところでございます。一部はWFPを経由して実施いたします。

政府といたしまして、引き続き、途上国のニーズを踏まえつつ、しっかりと必要な対応を検討してまいります。

○田島麻衣子君 日本のODAの中で国際保健に掛ける費用というのは非常に限定的で、国際比較をしてみますと非常に少ないんですよ。ですと、もっと増やしていただきたいということと、あと、もう食料危機、世界で始まっていると指摘する識者もおられますので、早急にこうした資金も途上国の方に出していただきたいと思えます。

以上で質問終わりにさせていただきます。

○高橋光男君 おはようございます。公明党の高橋光男です。本日も質問の機会をいただき、感謝申し上げます。

前回に続き、磯崎官房副長官に水際対策についてお伺いしたいと思えます。お忙しいところ、ありがとうございます。

さて、政府は、六月十日から観光目的による短期滞在の外国人の新規入国を原則として認める方針を表明しました。これに対して、前回の質疑でもお話ししましたように、G7諸国並みの水際対策とし、観光客を受け入れるのであれば、是非、要件を緩和してほしいとその後政府に強く求めてきました。

そうした中、昨日、政府は、親族・知人訪問目的の外国人の入国に係る緩和措置を発表したと承

知していただきます。その判断に至った背景及び理由につき教えてください。

○内閣官房副長官(磯崎仁彦君) お答えをさせていただきます。

政府としましては、コロナ禍での水際対策の下におきましては、特段の事情がある場合に入国を認めるといふ、こういう考え方を取ってまいりました。親族・知人訪問につきましては、個別の事案ごとに配慮すべき事情を丁寧に取り取りながら、人道上配慮すべき、こういう事情がある者につきましては新規入国を認めてきたところでございます。ただ一方で、親族・知人訪問目的での入国につきましては、委員からの御指摘も含めまして、円滑な入国、これを求める声があつたということも承知をいたしております。

委員御指摘のとおり、今般、G7並みに円滑な入国を可能とする方針の下で、流入リスクに応じた検疫体制を取りながら、入国者の総数を一日一万人めどから二万人めどに拡大をしながら、スムーズな入国を確保する措置を六月一日から実施したところでございます。その中で、併せて親族・知人訪問目的での入国につきましても円滑な入国を可能とする、こういう措置をとることにいたしました。

具体的には、短期滞在の在留資格を取得する者で、親族訪問目的、これについては基本的に全てということ、又は、知人訪問目的につきましては、婚約者や事実婚関係にある者といった親族に準ずる関係があると認められる者あるいは訪日の必要性があると認められる者につきましては類型的に入国を認めるということで明記をさせていただきました。委員からもしっかりと周知をすべきというお話もございましたし、ホームページにも掲載をして周知に努めているところでございます。

政府としては、引き続き、入国を認めるべき外国人が円滑に入国できるように適切に対応してまいります。

○高橋光男君 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

そうですら、今御説明になりましたこの親族・知人訪問につきまして、昨日更新された政府公開文書についてお尋ねしてまいりたいと思えます。

お配りした資料一を御覧ください。親族・知人訪問につきましては、この青枠部分に新たに記載されています。この部分に関しましては、昨日から数多くの質問を私もいただいているところでございます。

そこで、順に鈴木外務副大臣にお伺いします。まず、親族につきまして、これは訪問目的を問わず親族訪問全てが認められるものと理解してよろしいでしょうか。次に、新たに明記された知人訪問について、この括弧内にある親族に準ずる関係が認められる者にはいわゆる国際カップルも含まれるのでしょうか、同性カップルも含まれるかも併せて御答弁願います。

○副大臣(鈴木貴子君) まずは親族に関してでありますけれども、目的を問わず入国を認め得ると承知をしております。そしてまた、この今般の緩和の対象というのは知人の部分でありますけれども、委員御指摘のように、そしてこれまでも取り組んでいただきましたように、国際カップルや同性カップルを含み得ると理解をしております。

○高橋光男君 同性カップルも含まれるという理解で、大変重要な御答弁だったかと思えます。続きまして、資料の二の一を御覧いただけます。これも同様に昨日更新された文書でございます。これも同様に昨日更新された文書でございます。この二の(ウ)のキは資料一と同様の記述ですけれども、この(ウ)のキは資料一が次のページに記載されています。この部分、以前は親族のケースのみの記述でしたが、知人に関する記述で、新たに、親族に準ずる関係にある者として、婚約者や事実婚関係とございます。また、訪日の必要性が認められる者として、結婚式又は葬儀に参列する者もでございます。

では、これらの事実を査証手続においてどのように証明すればよいのでしょうか。さらに、病氣

の知人を訪問する者ともございますが、これを証明するには、疾患の種類を問わず、例えば医師の診断書などの提出によって認められるものなのでしようか。いずれにしましても、申請に当たって特に必要とされる書類は何なのかにつきまして、明確に御答弁をお願いします。

○副大臣(鈴木貴子君) 今ほど委員からも御丁寧に御説明がいただきましたように、この知人の部分においては、婚約者、事実婚関係といった親族に準ずる関係がある者、また、結婚式、葬儀への参列、病気の知人を訪問するといった訪日の必要性のある者の入国が認められるようになったところでもあります。

これに伴いまして、本邦に居住する知人を訪問する者が在外公館にてその査証の申請をする際には、査証の申請書、旅券、顔写真、本邦に居住する知人が作成する防疫措置遵守の誓約を含めた招聘理由書、また、写真や手紙といった知人関係を証する書類などの基本書類に加えて、婚約者、事実婚関係を示す疎明資料、結婚式の招待状、葬儀参列のいわゆる案内書、案内文といったもの、また、病気の知人に関しては一般的な医師の診断書というものを提出をいただくこととしております。

○高橋光男君 そうした細かなこれらの認められるようなケースにつきましてはここに記載がないわけでもございまして、その点につきましては、様々やはり在外の査証窓口において問われることでもございますので、しっかりとこれ周知していただく必要があるというふうに考えております。

そして、その中で、やはりこれまで二年半近く今こうした入国制限ともいうべきこの水際措置、水際対策というものが政府によって取られている中で、私は、本当に今回のこの親族・知人訪問の緩和を決定していただいたことは政府の努力として私は多とするものでございますけれども、一方で、その長年の間大変厳しい状況に置かれた方々に寄り添った丁寧な対応というものが大変重要だというふうに考えます。

ここで、私、週末に台湾の方からいただいた一通のメッセージを紹介させていただきます。今日で会えなくなつて八百三十四日目です。二年半の間、政府は私たちの苦しみを考慮してくれませんでした。心が痛くて、毎日寝ることも食べることができません。悲しいです。私たちは関係を続けようと必死に努力してきました。でも、未来を見通せないのです。夏までに会えないなら別れようと思えます。どうか私たちを助けてください。

こうした方というのは珍しくありません。大切な恋人、また大切な家族と会えず、苦しんでいる方々が少なからずいらっしゃいます。そして、片方は日本人の方なんです。政府には、水際対策がこのような残酷な人権侵害ともいうべき問題をもたらしているということを我が身に置き換えて是非改めて認識していただきたいと思えます。

ともあれ、そうした方々のきずなを取り戻すためにも、一日の猶予もなにと私は考えます。そのためには、申請現場の混乱を回避し、今回の変更を受けて新規に入国できる方が本場に円滑に入国できるようにすること、そしてそのためには在外での統一的な対応を確保することが不可欠だと考えます。

そこで、窓口での対応や対外的な周知、広報等の対応も含めて、全在外公館に訓令を發出していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(鈴木貴子君) まず、高橋委員のこれまでのこの本委員会におきましても継続的にこの問題取り上げていただきましたことに、私からも心からの敬意を表させていただきますと思います。

水際対策、政策といえながらも、当事者の皆様にとつてはまさに入国制限だと、このようにも認識をしておりますし、しっかりと我々も過去からも学びを、反省をさせていたがながら次に上げていきたいなど、このようにも思っております。

その上で、この委員会でも何度となく委員から、その広報発信、しっかりとその必要な人に届

くような広報、周知に努めるべしという強く御意見、意見具申を頂戴をしていたところであります。

それを踏まえまして今回新たに訓令をという今御意見、御質問だったと思えますが、実は、これまでの委員の御指摘を踏まえて、既に五月の三十一日には、まずホームページ、外務省のホームページに、特段の事情の緩和をしましたというところの周知、加えて、それぞれの在外公館に対しまして、特段の事情のその範囲の緩和とそれに基づいて査証の受理から発給までの具体的な対応について既に指示もさせていただいたところであります。

また、その個別の手續等に差があつてはならないという委員からの御指摘、大変強く重く受け止めてさせていただいております。引き続き、査証発給に向けて、必要な手續、書類、個別の事情も考慮をしながら適切にかつ公平に進めていくべく、外務省挙げて取り組んでまいりたいと思えます。

○高橋光男君 真摯な御答弁、本邦にありがとうございます。しかしながら、これは外務省だけではできないんですね。

そこで、副長官に是非お願いしたいのが、まさに今回の政府文書、私はこれまだまだ本邦に不十分だというふうに思っています。今回こうやって質疑をする中でようやく分かったこともございます。しっかりとこれ丁寧な、この政府文書をもう一度見直していただくなりして書き直していただく、分かりやすい文書にしていただくように是非御指示いただかせませんか。

そして、今、この親族、知人というのを今日は述べておりますけれども、入国ができていない方々の中には、ワーキングホリデーであったりとか、また大学に所属していない短期研究者などの方もいらっしゃると思います。こうした方々の入国も是非緩和して認めていただくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○内閣官房副長官(磯崎仁彦君) 御指摘のワーキングホリデーを目的とする外国人の方、あるいは

大学に所属しない外国人の研究者につきましても、今年の三月一日以降、日本国内の受入れ責任者が所在する場合につきましては、厚生労働省の入国者健康管理確認システム、ERFSですね、ここにおける所定の申請を完了していただければ新規入国を原則認めるという手續になつております。したがって、この点につきましては、商用あるいは就労等の目的での外国人の新規入国者の皆様の枠組みと異なるものではないということでございます。

いずれにしても、今委員からございましたように、政府としましては、今後とも、このERFSの対象となり新規入国を認められ得る方が円滑に入国することができるよう周知を行つてまいりたいというふうに思っております。

○高橋光男君 是非よろしくお願いいたします。最後になるかもしれませんが、今日は開発協力大綱についてもお伺いしたいと思います。

我が党の谷合幹事長が先般、決算委員会で質疑させていただきましたように、二〇一五年の策定以降、SDGs、気候変動条約、いわゆるパリ協定、新型コロナウイルスの発生などの開発課題や一般の口シヤによるウクライナ侵略を始めとする人道危機など、国際情勢の変化を受けまして、年内改定の国家安全保障戦略において外交力の柱として開発協力を改めて位置付けた上で、ODAの拡充につながるように大綱を改定していくべきだと考えます。

一方、私自身、前職時代に実はこの大綱の改定、実務で携わらせていただきました。したがって、分かるんですけども、この改定、大変な作業なんです。経済界、自治体、学界、市民社会、NGO等様々な関係者を巻き込んで行う必要があるというものです。地方での公聴会やパブリックコメントもしなければなりません。なぜならば、国民的な議論と支持こそが大綱には必要であつて、まさに大綱の基盤となるものだと考えるからです。

前回は、発表から改定まで約一年要しました。

したがって、私は、逆算をするのであれば、明年G7の議長国となる我が国としても、遅くとも来年の国連総会でのSDGsサミット、またUHC、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ・ハイレベル会合までに改定ができるように、また、来年併せて改定される予定のSDGsの実施指針も併せてこの大綱の下でしっかりと策定していく、こうしたことを是非今年の夏までに政府として正式に表明すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(鈴木貴子) 委員御指摘のように、二〇一五年にこの大綱が策定以降、本日に解決すべき開発課題というものが拡大をできて複雑化もしてきたと、このように思っております。時代に即した開発協力の在り方というものを模索するのは政府としてこれは当然のことである、また責務だと、このようにも考えております。

そういう意味で、この新たな国家安全保障戦略の策定に当たりまして、その中においてこの開発協力の在り方についてしっかりと議論をしまいたい、このように考えております。

あわせて、その外交日程、逆算をしながら、お尻をしつかりと見据えた上で動いていくべし、おっしゃるとおりであると思っておりますし、適切なタイミング、そしてまたプロセスを検討するとともに、多様な皆さんのお声をしっかりと広くあまねく頂戴をする、企業、自治体、学者、また市民社会を始めとする皆さんからの御意見もしっかりと頂戴をしながら、時代に即したより良い大綱作り、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋光男君 開発協力大綱の改定につきまして、公明党としても非常に高い関心を持ってフォローしていきたいというふうに思いますので、是非とも政府には鋭意検討を進めていただくよう、そしてこうした発表をしつかりとしかるべきタイミングにさせていただくようお願いを申し上げます。本日はありがとうございました。

○上田清司君 国民民主党・新緑風会の上田清司

です。

早速質疑に移ります。日本は、隣国にロシア、北朝鮮、また中国というそれぞれ周辺国と軍事的緊張関係を持つ国々に囲まれ、かつ、その国々は、議会、国民、メディアなどの圧力を食うこともないというふうな状況で、圧力を受けることもなく、専制国家として常にトップレベルの判断で様々な行動ができる国でもあります。しかも、我が国に対してもしばしば国境侵犯やあるいはそれに近い軍事的な示威行動などもする状況が重なっているところでもあります。

我が国は戦後一貫して専守防衛を旨として防衛力を整備してきたわけですが、今回のロシアのウクライナ侵攻を受けて、日本の防衛力の質的な変化というものを検討しなければならぬというふうなふうに思っていますが、この点について検討をされるはずだと思いますが、どのような検討をするのか、その課題の大きなものは何なのか、防衛大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(岸信夫君) ロシアによりますこのウクライナ侵略、これは、欧州のみならずアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがすような大問題であります。今回のウクライナ侵略のような力による現状変更は、欧州のみならずインド太平洋地域やアジア地域においても起こり得るもので、このような現状変更を決して許容してはならないことでもあります。

政府としては、ウクライナ侵略を様々な観点からしっかりと分析をし、新たな国家安全保障戦略を策定する中で、国民の命や平和な暮らしを守り抜くために真に必要なものは何なのか、あらゆる選択肢を排除せず、現実的に検討し、我が国の防衛力を抜本的に強化していく考えであります。

○上田清司君 あらゆる選択肢を排除せずというのは、まさしく抽象的なんですね。日本の抑止力を高めるためには、むしろ総理やあるいは防衛大臣が一定程度の何を課題にして何をしようということの方が抑止力につながると思うんですが、

ですが、そういう抽象的なことでは抑止力につながらないというふうに思うんですが、具体的に何をすべきかということについて申し上げることはないでしょうか。

○国務大臣(岸信夫君) これから国家安全保障戦略を策定していく中で、しっかりとそういうことについて議論をし、タイミングが来ましたら皆様にお示しする考えであります。

○上田清司君 もちろん議論が必要ですが、やはりリーダーシップというのは必要ですから、一にこの課題、二にこの課題、三にこの課題、これを論点として日本政府はあるいは防衛省としてはリードしていくというふうな、そういうことを言わないと抑止力にならないと思いますが、二番目に移ります、なかなか出てこないで、困るんです、抽象的な話ばかりだと。

総理は、NATOの防衛力の量的拡大について言及されました。この点について、例えばNATOとしては、例えばドイツに象徴されるように、GDP比で二倍にしようという、そういうお話が出てくるわけですが、NATOとしての防衛力の量的拡大について言及されました。

それについて、例えば岸防衛大臣に、こういうことについて、NATOのこの動きについて研究しろとかそういう指示がなされているんでしょうか、それとも全く何もないという話なんですか。

○国務大臣(岸信夫君) 世界の安全保障環境は非常に厳しさを増しております。我が国周辺においても厳しさが増す中で、まず我々が行うべきことは、国民の命や暮らしを守り抜くために何が必要なのか具体的かつ現実的に議論をし、積み上げていくことだと考えております。その結果、防衛力の具体的な強化に当たって必要になるもの、裏付けとなる予算をしつかり確保していく考えであります。防衛費の内容や規模については、新たな国家安全保障戦略の策定や今後の予算編成過程を通じて検討してまいります。

政府としては、総理が先般の日米首脳会談にお

いても防衛費の相当な増額を確保する決意を述べられましたけれども、このことをしっかりと受け止めて、総理を先頭に関係部局が丸ととなつて、国民の命や暮らしを守るために何が必要なのかということを具体的に現実的に議論してまいります。

○上田清司君 総理から御指示があったんですが、

○国務大臣(岸信夫君) 総理からは、御答弁もさせていただきますように、相当な防衛費の予算をしつかり確保してまいりますという考えを示されました。その決意については、これは政府を挙げて努力をしていくことになりました。

○上田清司君 私の浅薄な知識の中では、世界史全般の中で戦争あるいは紛争というのは、力の空白あるいは力の均衡が崩れたときに様々な戦争が起こった事例が多いというふうに理解をしております。

そういう意味で、どこかの国が具体的に軍事力を拡大していく、そうすると、その周辺国はまさに力のバランス、抑止力が弱くなるわけですから、何らかの形でそのバランスを取らなければならぬ。しかし、同じようなレベルでこの予算や装備をすることができなければまさに同盟関係なんかをつくりながら対抗していくという、そういう仕組みが、過去、中国の歴史でも、何か国に分かれてやっていた春秋戦国時代においてもそうだったと思っておりますし、あるいはヨーロッパの歴史でもそうだったと思えますし、よくイギリスなどはバランスとして、ドイツが強くなればフランス、ロシアを抱き込みながらドイツを抑える、あるいはフランスが強いときにはドイツなどを対抗勢力として使っていくとかですね、様々な形で力の均衡を取りながら、突出することによって紛争が起きないようにするというようなことをやってきたというふうには見ております。今日の中国の軍拡というのは非常に異常とも思えるほどのスピードで量的拡大を進めておりまして、まさしく日本も、日米同盟を軸に、ク

アッド、あるいは日米韓、あるいはASEAN諸国、マルチのドームをつくって対抗していく。もちろん、アメリカはアメリカで、当然、ファイブアイズ、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、あるいはAUKUS、アメリカ、英国、オーストラリアとかですね、そういう枠組みをつくりながら、何らかの形での圧力というんでしょうか、そういうものをつくっているものだというふうには思っております。

こういうより多くのマルチ的ドームをつくって、特別な突出した軍拡路線をするような国々に対して日本は対抗軸をつくっていかなくちゃいけないというふうには思っているところでありますが、もちろんそういう動きを今していただいているというふうには私は認識しておりますが、それ以上の枠組みというのを考えた方がいいと思っております。この点については防衛大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(岸信夫君) 今委員のおっしゃった点、力の空白あるいは力の不均衡、そうしたところから紛争が起こる、このことについてはもうまさにそのとおりだと思います。そういう地域においてこのインバランスを解消していく努力を常に続けていかなければならないと思います。

そのため今我が国がしなければいけないこと、まず我が国自身の防衛力を強化していくこと、そして日米同盟の強化、あるいは国際社会における連携、こうした中で、この不均衡を解消するということが様々な方法があると思うんですけども、そうしたことを重層的にしっかりと考えていかなければならないというふうに思っております。

○上田清司君 ありがとうございます。どうぞよろしくお願したいと思います。

世界十数か国の大学、研究機関の研究グループが参加して、共通の調査票で各国国民の意識を調べ相互に比較する世界価値観調査というものが一九八一年から五年置きにずっとやっています。

が、直近の二〇一七年から始まったサンプルで、もし戦争が起こったら国のために働くかということと五年掛けて各国の状態を調べたわけですが、これも、はいと、要するに、戦争が起こったら国のために戦うかという、はいという国の中で日本が最低でありまして、それも極めて少なく一三％程度で、下から二番目のところでも三二％程度であって、押しなべて旧敵国のイタリアとかドイツなんかでも決して高くないんですが、これは、戦争の悲惨さなどを経験し、平和志向の国民に切り替わったこともあり、そうした傾向だと思っております。実は欧米先進国も、ノルウェー以外のフランス、英国、米国などは大体中位でありまして、真ん中ぐらいで、比較的アジアの発展途上国が上位を示しております。一位がベトナム、ヨルダン、キルギス、バングラデシュ、中国、ノルウェー、インドネシア、パキスタン、こういうような形で、戦いますというのがもう九〇％ぐらいのシェアがあるわけですが。

いかに何でも日本のこの異常な少なさ。もちろんこれは、日本の先進国としての平和を享受しながらの物質文明の豊かさの中でこうした部分もあるんですが、自衛隊などの練度、海上保安庁などの練度や意識の高さと比べると余りにも乖離があり過ぎるので、こうした部分に関して防衛大臣としてはどのように考えられるか、あるいはまた、こうしたことについて文科大臣あるいは関係のところには何らかの改善を求めようということが可能なのかどうか、そうした認識を持っておられるか、この点について伺いたいと思います。

○国務大臣(岸信夫君) 委員の問題意識についてまず感謝申し上げます。その上で、教育の場においても防衛や安全保障等について扱われることは大きな意義があるものと認識しております。また、学校で使用される最新の社会の教科書においても自衛隊の活動が扱われているものが多くあると了解しております。防衛省としても、若い世代が防衛の重要性を理解していくことは大変重要なことだと考えて

おります。

昨年は、小学校の高学年以上を対象とした「はじめの防衛白書」というものを発行しまして、防衛の意識の、あるいは自衛隊の任務についての理解を高めるように説明をしております。防衛省の、防衛の教育の在り方につきましては、議論が深まることを期待しつつ、防衛省としても若い世代の理解に努めてまいりたいと考えております。国民の防衛意識、このことが大変重要なことであると思っておりますが、防衛省としては、国民一般で戦いに参加させるということではなくて、自衛隊が国民の生命、財産を考え抜く、こういう体制もまた必要なんではないかと考えております。

○委員長(馬場成志君) おまとめください。

○上田清司君 時間ですので終わります。

文字どおり、現場で働く自衛官や海上保安庁の皆様が皆さんがまさしく国民に支えられているという気持ちになれるように、是非そういう体制づくりにより更に頑張っていたきたいということをお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(馬場成志君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、宮崎雅夫君が委員を辞任され、その補欠として滝沢求君が選任されました。

○音喜多駿君 日本維新の会の音喜多駿です。

初めに、政府と大臣の東アジアの外交の姿勢についてお伺いしたいと思います。

今週に入り、再び韓国の調査船が我が固有の領土である竹島周辺のEEZ内で海洋調査を行ったことが明らかになりました。前回の本委員会でも取り上げましたが、五月の九日にも韓国の調査船が竹島周辺を航行し、調査の形跡が見られるという事象がございました。その際、私、この本委員会会で実態把握にしっかりと取り組むべきであるということを指摘させていただいたもの、これ当時、外務大臣は簡単に当該船舶が海洋調査を

行っているとの判断には至らなかったと結論付けてしまい、大臣もこの場で答弁をされてしまっています。そして、今週のこの再びの海洋調査に至っているわけでありまして。

これ、前回甘い対応をしたがゆえに付け込まれたと評価されても仕方がない問題ではないかと思えます。これ、やっぱり従前の対応が少し甘かったのではないかと。前回の航行についても再調査を行うとともに、今回の事象について更に詳細な調査を深めて行くべきと考えますが、今日、大臣がおりませんで、副大臣の御見解をお伺いいたします。

○副大臣(鈴木貴子君) 今、音喜多委員より御指摘がありましたように、五月二十八日から三十日にかけて、哨戒中の海上保安庁の巡視船が、竹島北方の我が国の排他的経済水域におきまして韓国の国立海洋調査院所属の調査船へヤン２００がワイヤーのようなものを引きながら航行していることをまず確認をいたしたところであります。

そして、この事案におきましては、まず、韓国側とのやり取り及び現場における情報収集に基づき、政府全体としての分析などを踏まえまして、この当該調査船が我が国のEEZ内において我が国の事前の同意なく海洋の科学的調査を実施している疑いが高いと判断をし、韓国側に対して抗議と中止の要求を行い、そしてまた、それを対外公表もさせていただきました。

引き続き、日本の領土、領海、領空を断固として守り抜くとの決意の下で、国際法及び関連する国内法に基づき、今後とも適切に対応してまいりたいと思っております。

相手に付け入る隙を与えぬようにという委員の御指摘を踏まえながら、しっかりと検討、そしてまた善処してまいりたいと思っております。

○音喜多駿君 毅然とした御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今回の対応については厳しく対応していただいたというところでありますけれども、前回の航行に

についても、結局あれは調査ではなかったと結論付けているわけではありますが、この再調査も含めてやはりしっかりとした深い対応をしていたいただきたいと思っておりますので、よろしく御検討をお願いを申し上げます。

次に、ウクライナへの支援について伺いをいたします。

ロシア軍による侵略が長期化する一方、ウクライナの文字どおり懸命な防衛と各国の支援により、キーウやハルキウなど一部の地域では全域が解放されるなど、好転の兆しも見せております。しかしながら、そうした解放された地域において、ロシア軍が残置を置いていった地雷の撤去、こちらがなかなか進まない現状があります。

こうした地雷撤去については日本の企業も高い技術を有しており、ウクライナ及びその市民が日本に地雷撤去の装置の提供を強く求めているとも聞き及びます。この点、政府として把握をしているのか、あわせて、この地雷撤去の装置を日本が提供する場における課題について、まず外務省の参考人にお伺いいたします。

○政府参考人(植野篤志君) お答え申し上げます。

我が国は、これまで累次にわたる首脳会談あるいは外相会談等を通じて、ウクライナの国民の皆様への連帯を示しながらウクライナ政府との間で緊密に意思疎通を行ってきておりまして、そうした中で、地雷除去装置の提供についても要請をいただいております。

それで、供与する場合の課題ということですが、私も、我が国、これまでカンボジアですとかボスニア・ヘルツェゴビナあるいはアンゴラ等において、紛争後のこの国で地雷除去装置を供与したという実績を有しております。そういう経験の中から把握しているのは、供与に当たって、地雷除去の作業を行う人員を確保、人を確保する、それから、当たり前ですが、その人を含めてその作業の安全を確保する。それから、供与した機材がしっかりと維持管理されていくことを確保

保する、こういった、供与を受けた側が対応すべき事項があるということを経験上把握しております。そういう事項を確認しつつ、そして、その先方のニーズに見合った支援を行うということが重要だと考えております。

○音喜多駿君 今御答弁いただいたように、事前のこの意見交換の場でも、現状においてはまだ金銭的な援助のみにとどまるということで、実際にこういった地雷除去の装置等々やそうした具体的な支援にまでは踏み込んでいないというような現状でございました。

しかし、繰り返しますが、この地雷撤去の技術については特に日本の建設機械のメーカー二社が高い技術を有する地雷除去の装置を持っており、これは、先ほどの人的な問題もあるということでもありますが、これ遠隔操作もできるということも伺っております。これ、やはり金銭だけではなくて、この日本の企業の技術やあるいはこの実物を提供することで、これはまた日本とウクライナの友好、連帯の象徴となるやに私も考えます。

是非これ、政府としても、まあまだ停戦が遠いというような状況もありますし、安全が第一ということはもちろんそのとおりでございますが、政府としてもこの地雷除去の装置等々の具体的な提供を検討していただきたいと考えますが、鈴木副大臣の見解をお伺いいたします。

○副大臣(鈴木貴子君) 既に我が国は、計二億ドルの緊急人道支援をさせていただきました。この点についてもこの委員会でも御説明をさせていただいたと思っております。その四月に決定しました追加の人道支援におきまして、赤十字国際委員会及び国連開発計画、UNDPがウクライナにおける地雷と不発弾処理というものを含めた活動というものを有しております。この我が方の緊急人道支援というものを、まさにそういった国際機関に入っているという意味では、今既にまさに支援は実施をされていると、このように承知しております。

そしてまた、今政府参考人からもありましたように、ただ一方で、この要請も受けているということの事実もありますし、また、我が国がそういった技術、そしてまた経験、過去の実績というものがあるといってもこれもまた事実であります。引き続き、日本の重機メーカーの機材の活用の可能性等も勘案しながら、また、何よりもその現地のニーズ、これにしっかりと把握した上で支援の可能性というものを検討してまいりたいと思っております。

委員御指摘のとおり、日本とウクライナの連帯の象徴につながっていくものと考えております。

○音喜多駿君 ありがとうございます。

鈴木副大臣も恐らく重々お分かりのとおり、支援をしている、これは大事、お金も確かに大事、でも、その支援の在り方というののもやはり受け止め方が大分異なってくるものがございます。さきも、ウクライナの国防省ですか、が公開した動画で日本がその感謝の名前になかったということ、これは軍事支援をもらった国々で、日本は支援はもらったけれどもお金とか、軍事支援ではなかったということで名前が載らなかったということも話題になりました。やはり、お金だけなのか、それとも目に見える何か現物の支援があるのかで受け止め方も大分異なってくるというふうな考えます。

また、地雷、こちら一度設置されると、誰かがその被害に遭うか除去されない限り長年これは効力を発揮し続けてしまうものであり、避難所からの帰還だけではなく、物流にも影響を与えて社会生活に重大な支障を来すものですから、是非これ日本政府としても迅速かつ実効性のある支援をしていただきたいと思いますので、前向きな御検討をよろしくお願いを申し上げます。

次に、テーマを変えまして、外務省の働き方、特に在外公館における働き方改革について伺います。

我々日本維新の会は、よく誤解をされるのですが、一律に公務員の給与をカットしると、人員を

削減しろということを求める政党ではありません。出すべきところにはしっかりとお金は出すと、一方で無駄は削る。公務員についても、過度な身分の保障は改めながらも、実績に応じて十分な待遇を定めると。公金の使い方として国民の理解を得られるものにするべきというふうな考えをしております。

この点、在外公館職員の家賃、これ国によって異なると思いますが、八割から九割支給されているケースが多いと思います。セキュリティや利便性の点から、ある程度その国の一等地、セキュリティが十分に確保できるところに構えることについては理解をしておりますが、この家賃の支給が慣例になって不都合なものになっていないか、過度なものになっていないか、この点は不断のチェックが必要ではないかと考えます。

この点、在外公館職員の住居手当についてどのように算定し支給されているか。例えば日本企業の駐在員の手当との比較などを数年置きに行うなど、国民の理解が得られやすいものになっているかどうか、この点、外務省の参考人にお伺いいたします。

○政府参考人(石川浩司君) お答え申し上げます。

在外職員の住居手当でございますが、それぞれの任地におけます不動産相場の全般ですとか住居の家賃の変動等を詳細に検討した上で、在外職員が職務と責任を十分に果たすために必要とする住宅費に見合うような適正な額を定めて支給しているというところでございます。

民間企業の言及ございましたが、民間企業におきましても手当の仕組みは様々であると承知しております。単純な比較は難しい面がございますが、厳しい財政状況も踏まえながら、民間企業と比較しても適正な処遇となるよう、今後も努めてまいりたいと思っております。

○音喜多駿君 現地の不動産価格や民間企業の相場、こうしたものもチェックをしているというこ

とでありますけれども、どういふふうには算出されているのかからという声が私の元に届いていることも事実でございますので、そうした資料についてももしつかりと情報公開を行っていたら、国民の理解が得られるような家賃支給とものを心掛けていただきたいというふうに思っています。

さて、次からが迫真なんです、河野太郎前大臣の御尽力で、公務員のいわゆる残業代、超過勤務手当がしつかりと、まあまだ不十分なところもあるかもしれないが、比較的これしつかりと支払われるようになりつつあります。この点は我々としても高く評価をするところです。何時間働いたのかを記録する、そして働いた分はしつかり支払う、これは当たり前なことであって、これは在外公館職員にも当然できる限り適用されるべきであります。しかしながら、この在外公館職員については超過勤務手当が支払われていないという実態を伺いました。

そこで、まず、在外公館における超過勤務をどのように把握されているのか、この時間がまず自己申告になっていないか、あわせて、超過勤務については手当や残業代、こうしたもの支払われているのかどうか、この点の事実関係を外務省の参考人にお伺いいたします。

○政府参考人(石川浩司君) まず、在外職員の行う職務でございますが、勤務の形態、在勤地の慣行等、それぞれ事情を異にしておりまして、勤務時間管理になじみにくいものもございますため、超過勤務手当は支給されていないというのは議員の御指摘のとおりでございます。

在外公館での外交関連業務も増大しております中、在外職員がその職務と責任に応じて能力を十分に発揮することができるよう、別途在勤手当というもので対応を図っているというところでございます。

なお、適正な労務管理及び健康管理の観点から、各在外公館の職員に勤務時間を記録をさせて

おりまして、各在外公館の勤務時間管理者はそれらを確認して館員の労務管理を行っているというところでございます。

○音喜多駿君 勤務実態からはその実態把握等々も難しいとか特殊性もあると思いますが、別途の手当が支払われているので超過勤務手当そのものは払われていないと、そしてこの勤務実態も、まあ自分の申告というか、そうしたもので管理されているということが多いということでございます。しかし、このやり方がやはり過度な負担を招いているという声も多数上がっております。

これやっぱり勤務実態の把握等々とか特殊性という点で、民間企業でもかつては、大分今少なくなってきたかと思えますけど、私も新入社員だったときに営業に配属されたとき、営業は外回りが多いと、何時に帰ってくるかも分からないから、営業手当というのが当時五万円だか六万円付いて、その代わりもう残業代は一切付きませんというふうな形だったわけですね。ただ、こうやってしまうと、やっぱり、何時間残業してもどうせ六万円だったら、それは会社としてみたらたくさん働いてもらった方がいいじゃないかということであるんな仕事は降ってくる。まあ全ての会社がそうとは言いませんけれども、そうしたことで残業が多くなっていくと、で、じゃ、時間は自己申告だから、別に何時間申告してもらえらるもんじゃなしなと、もう十時間ぐらいでいいかということ、実態把握がなかなか、この中央からという、会社の上層部からしたらできなくなってしまう。政府からしたら、在外公館の人が果たしてどれぐらい本当に残業しているのかというのがなかなか把握できないと、こういった問題が私は生じているのではないかなというふうに思っております。

そこで、副大臣にもお伺いしたいんですけど、まずやはり実態把握ですね。これ、PCの立ち上げ時間を記録するなど、今デジタルでいろんな方法がございますので、客観的にまず残業時間

を把握するように努めるべきではないかと考えます。

また、特にこのような緊迫した国際情勢の中では、突発的に長時間労働が起こる可能性も否定はできません。そうした場合には、やはり在外手当とは別名義で超過勤務手当を支払うということもこれは検討するべき事柄もあると思います。強い在外公館をつくるためにも、そこで働く職員の努力に報いる必要があると考えますが、副大臣の見解をお伺いいたします。

○副大臣(鈴木貴子君) まず、音喜多委員、本當に、この働き方改革を取り上げていただいて本當に心から感謝を申し上げます。実は、これまで外務省の副大臣の所掌に働き方改革というものはありませんでして、私自ら働き方改革に取り組みたいと言つて所掌として初めて設けていただいた、初代働き方担当副大臣でございます。

その上で、まず一義的には、まず残業時間そのものをスクラップをしていく、そういった働き方というものがまず求められているんだと思っております。私自身も、まだ幾ばくかの時間ではありますけれども、まだまだ外務省は人数、マンパワーも足りないと思っておりますので、その点もまた是非委員からも、また御党からも後押しをいただきたいと思っております。

先ほど来から政府参考人からも申し上げておりますように、この在外職員の仕事の内容というのは、まさに時には家族ぐるみの付き合いであったりだとか文化芸術の交流であったりとか、様々な人脈構築含めて、また、その地域の文化であるとか祝日、休み方、働き方、様々な違いがあります。

そういった意味で、日本と異なる海外での業務にしつかりと対応していくというためにも、いわゆる残業手当というのではなくてこの在勤手当というもので対応を図ってきたところであり、この考えにつきましては今のところ変更はなく、引き続き在勤手当において対応を図ってまいりたい

と思っております。

ただ、先生の御指摘の点というものは、しつかりと共通認識を持たせていただいていると思っております。

○音喜多駿君 初代の働き方改革副大臣から御答弁をいただきましたまして、ありがとうございます。図らずも、今日は御答弁いただけでよかったなと思うんですが、まさに今御答弁の中であったように、在外公館職員の方は、例えば晩さん会への出席であるとか、これも時間外と申しますか、特別な働き方もあるということは、これは承知をしております。

しかし、こういうものは全部在外手当だとか在勤手当みたいな形で含まれるというのがこれは今の時代に合った考え方なのかなというところ、これは不断の見直しが必要だと思っております。やっぱり、先ほど申し上げた、営業マンは営業手当出ているから残業代出ないよということもやはり徐々に民間企業では見直されていると、接待は時間に含まれないとかどうなのとか、そういうのもやっぱこれは時代に合わせてアップデートされていきますので、まずは非在外公館の職員さんにもヒアリングをしていただいて、それは十分なかどうか、残業に見合っているのかどうかという意識の、恐らくもう着手はされているんだと思っておりますけれども、まずは実態把握、そして職員の声、こうしたものを副大臣の下に集めていただいて、この働き方改革、不断の見直しと改善をお願いしたいと思っておりますので、是非よろしくお願いを申し上げます。

さて次に、同じく在外公館についてはございませけれども、少し変わったことについてお伺いします。

各在外公館では、アタッシェと言われる外務省以外からの出向者が活躍しております。この出向者は、在外公館に勤務する前に数か月の研修をこれ外務省で行うと聞いております。しかしながら、この出向されてくる各省庁の方の中には、通

常業務が余りにも忙しいといった理由で実際には研修に行かせていない、研修に参加していないという事例がかなりあるというふうに聞きました。公務としての研修ですからこれは出席、欠席というのは取っていらつしやると思うんですが、こういった研修を長期にわたって欠席したり、余り出席されない方がいらつしやる、これをまず事実関係としてどうなっているのか、外務省の参考人にお伺いいたします。

○政府参考人(石川浩司君) お答え申し上げます。

まず、在外公館は、相手国政府との交渉、連絡、また政治経済その他の情報の収集、分析、広報文化活動、邦人の生命、財産の保護等、幅広い分野担っておりまして、こうした業務を円滑に実施するためにも、在外公館に赴任する全ての職員が適切な研修を受けることは重要と考えております。

今御指摘の他省庁から在外公館に赴任する職員につきましても赴任前に研修を実施しておりまして、語学、その他在外公館の職員として任務を遂行するに当たつての基本的知識、実務についての講義、実習を行っています。他方、これも議員の御指摘のとおり、そういった対象職員の現職の業務状況、忙し過ぎるとかそういったことなどの理由によつて年一回開催されます他省庁職員向け研修の一部又は全部をやむを得ず受講することができない職員が例年おられることは事実でございます。

外務省としましては、これらの職員におかれましても、別途、年四回開催される外務省職員向けの赴任前研修への参加を促してみたり、あるいは赴任後におきましても一部の研修をオンラインで受講できるようにするなど、できる限り研修を受けていただくということで努めているところでございます。

○音喜多駿君 数までは求めませんが、今は求めませんが、一部又は全部来れていない方がいらつしやるということでもあります。これ、もう他省庁との兼ね合いもありますので難しいということとは重々承知しておりますけれども、これは霞が関全体の大きな課題ですね。外務省に、在外公館に行くということが決まっています、まだ今の仕事手放せない、引継ぎが必要だということ、かなりその方の業務過多になつていて、結局必要な研修が十分行えないまま在外公館に行つてしまふということ、これは本来であれば活躍できるポテンシャル十分に生かし切れないということにもつながりかねませんので、これやはり改善をしていく、大きく見直していく必要はあるんじゃないかなというふうに思います。

この点、最後に副大臣に、やはりこのアタツシエの研修について出席率の向上を図ると、あるいはこの赴任通告をできる限り前倒しをして語学の研修とかできることは別途前倒しでやつていくとか、なかなか、外務省だけでなく全省庁巻き込んでこれ強化、改革というのが必要であると考えますが、副大臣の見解をお伺いいたします。

○副大臣(鈴木貴子君) ありがとうございます。

今、石川官房長が大変遠慮がちに答弁をさせていただきましたが、今現在もオンラインを活用させていただきます。外務省省員向けの赴任前研修にも参加をできるように柔軟な運用というものも取らせていただいております。ただ一方で、委員御指摘のように、この問題というのは、外務省としては一〇〇%受講していただきたい、しかしながら、その本籍の元の省庁での例えば仕事であるとか様々な個人的な状況において受講ができていない人が一部いるということもこれ事実であります。

外務省としても、引き続き、その本籍たる関係省庁に対しても強くこの受講、働きかけてまいりますので、是非委員からも、発信力のある委員から、これは一〇〇%の受講率を目指すべきであると、この点を是非働きかけをいただければ大変幸いです。このようにもお願いをさせていただきます。

ただきたいと思っております。

○委員長(馬場成志君) おまとめください。

○音喜多駿君 是非力を合わせてこういう状況を改善できればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

時間ですので、終わります。ありがとうございます。

○委員長(馬場成志君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、伊波洋一君が委員を辞任され、その補欠として高良鉄美君が選任されました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

ロシアによるウクライナ侵略から三か月となりました。深刻な被害が続いております。一刻も早く終わらせるために今何が必要か問われております。

国連では、国家体制や宗教、文化の違いを超えて、百四十を超える国々がロシア非難決議に賛成をいたしました。国連憲章を守れというこの声で世界が団結することが何よりも大事だと思っております。

一方、バイデン・アメリカ大統領は、民主主義対専制主義の戦いだと表明し、岸田総理も、価値観を共有するG7主導の秩序の回復と繰り返しておられます。

これに対して世界から様々な声が上がっています。五月下旬に来日したシンガポールのリー・シェンロン外相はこう述べています。私は民主主義対専制主義の問題とは言わない、なぜならウクライナで危うくなつてきているのは国連憲章だからだと、民主主義対専制主義の枠にはめるなら自らの身を終わらない戦争に置くことになる、こう言われていきます。重要な指摘だと思つてですね。

このあれこれの価値観で世界を二分することは、ロシアは国連憲章を守り、侵略やめよと求める国際社会の団結の妨げになるのではないかと考

えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(小田原潔君) 井上委員にお答え申し上げます。

今回のロシアによるウクライナの侵攻は、確かに、委員の御指摘のとおり、国連憲章第二条四が禁じる違法な武力の行使であります。明確な国際法の違反でありまして、国際秩序の根幹を揺るがす行為であります。国際の平和と安全の維持を目的としている国連憲章の考え方は、国際秩序の基礎となるものであります。国際秩序の根幹を守り抜くために国際社会が結束して毅然と対応することが、御指摘のとおり、重要であります。

同時に、岸田内閣では、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を重視し、これを守り抜くために、同盟国、同志国と連携し、声を上げていくことを基本方針としています。ウクライナ危機を乗り越え、平和秩序、自由と民主主義を守り抜き、国際社会の様々な課題に取り組むため、同盟国、同志国との連携を重視し、我が国ならではの最大限の貢献を行つてまいります。

○井上哲士君 同盟国、同志国を重視するという言い方で、バイデン大統領が言うような民主主義対専制主義の戦いと、こういう図式にすることがむしろ団結の妨げになるのではないかと、このことではありますけれども、その点いかがでしょうか。

○副大臣(小田原潔君) 他国の首脳の発言とは別に、我が国ならではの最大限の貢献を行つていくものであります。

○井上哲士君 我が国ならではのといえば、私は、やっぱり国連憲章を更に前に進めた憲法九条を持つ日本としての貢献だと思つてですね。

あの英国のミリバンド元外務大臣も、CNNの討論番組でこう言っています。ウクライナ問題は欧州の安全という枠を超えて世界の秩序をどうするかの問題だと指摘し、西側は民主対専制という構図を取るべきでないと、こういう警告もしています。これも重要な指摘だと思つてですね。東アジアの平和と安定を考えても、あれこれの

価値観での分断ではなくて、国連憲章を守れと、この一点での団結を広げることが重要でありまして、やっぱり九条を持つ日本がこの点で外交努力を重ねるべきだと思えますけれども、重ねて、いかがでしょうか。

○副大臣(小田原潔君) 井上委員にお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、ロシアによるウクライナの侵略は、欧州のみならずアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす行為であります。国際の平和と安全の維持を目的としている国連憲章の考え方は、国際秩序の基礎となるものであります。

我が国として、G7を始めとする普遍的価値を共有するパートナーと連携をしながら、力による一方的な現状変更の試みに対抗する国際社会の取組を主導してまいります。

また、委員の御指摘にもありましたけれども、国連憲章を守るということに関しては、百四十一か国が賛成したウクライナに対する侵略決議、これは、国連憲章に違反するロシアのウクライナ侵略を最も強い言葉で遺憾とし、ロシア軍の即時完全無条件の撤退を求めました。一刻も早くロシアが侵略をやめるよう、国際社会が委員御指摘のとおり結束して毅然として対応し、この決議の実施に至ることが重要であると考えます。

そのために、我が国として、普遍的価値を共有するパートナーと連携しながら、力による一方的な現状変更の試みに対抗する国際社会の取組を主導してまいります。

○井上哲士君 結局、最後はその話になってくるんですけどね。私は、今や回復すべきなのは、G7主導の国際秩序ではなくて、国連憲章に基づく国際秩序だと思っております。そういう点で、そこそがやっぱり新興国や途上国を含めて世界が結束できる秩序でありますから、その立場で日本が取り組むことが必要だと思えます。小田原副大臣は六日から訪米をされてウクライナ情勢への対応などの意見交換もされるそうでありますから、是非その

立場での努力を求めたいと思えます。続いて、日米地位協定の改定についてお聞きします。

この国会でも、米軍機による低空飛行訓練や陸地上空での空中給油訓練、PFOSの汚染、コロナ対応、米軍人による事件など、様々な問題で日米地位協定の抜本改定が問題になってまいりました。これを、日米地位協定の改定を求める意見書は、二〇一八年の七月から今日まで、九道県二百二十六市町村議会で採択をされています。これ多くは自民党系の会派も賛成して採択をされていますが、まず防衛大臣にお聞きしますが、この意見書がなぜこのように広がっているとお考えでしょうか。

○国務大臣(岸信夫君) 様々な自治体が日米地位協定に関する意見書を採択している、このようなことは承知しております。各自治体は、このように意見書が採択されている背景、理由について、各自治体の事情、異なる事情がありますので、一概に申し上げることは困難でございますが、御意見についてはしっかりと受け止めさせていただいております。

その上で、日米地位協定は、同協定の合意議事録等を含んだ大きな法的枠組みでありまして、政府としては、事案に応じて効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じて、一つ一つ具体的な問題に対応してまいります。今後とも、目に見える取組を積み上げることにより、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求してまいります。

○井上哲士君 やっぱり米軍訓練の被害が全国に広がって激化しているから意見書も広がっているんですね。

都道府県レベルでは、かつては米軍基地が存在する都道府県でつくられた渉外知事会として改定を求めていました。しかし、全国知事会は、二〇一六年に米軍基地負担に関する研究会を設置をして、一八年に日米地位協定の抜本の見直しを求める提言を採択して政府に提出をいたしました。

そのときの全国知事会長が上田清司議員だったわけですね。その後、二〇二〇年にも、再度、抜本改定を求める提言を提出をしております。まさに、改定は全国的な声になっていっていると思うんですね。

ところが、自由民主党の機関紙の「自由民主」のインターネット版五月二十四日号に掲載された、この地位協定のあるべき姿を目指すという記事が今大問題になっています。この記事では、日米地位協定は日米安全保障体制にとって極めて重要なものだと指摘をした上で、米軍人による犯罪や不祥事が起こると度々日米地位協定の改定を求める意見書が共産党系等の会派から提出されます。共産党は日米安全保障条約の廃棄を主張する政党ですから、日米同盟の不安定化を狙ってこうした主張を繰り返しているものと考えられますと、こういう記事なんですね。

政府の見解をお聞きしますが、政府は、全国の地方自治体からの意見書とか全国知事会の提言が日米同盟の不安定化を狙っていると、こういう認識でしょうか。

○国務大臣(岸信夫君) 御指摘の記事につきましては承知をしておりますが、まずは私の立場として個別の記事の一つ一つにコメントすることはいたしません、いずれにいたしましても、私としては、様々な御意見をいただきながら、今後とも関係自治体、外務省を始めとする関係省庁、米側と緊密に連携をし、在日米軍に関する諸問題の解決に全力で取り組んでまいります。

○井上哲士君 我が党は、国民合意の下で日米安保条約を廃棄して日米平和友好条約を結ぶべきだと主張をしております。しかし、地位協定の改定というのはそのためのものではありません。現に起きている米軍基地に関わる様々な事件や事故などの被害から住民の命と安全、人権を守るために、安保条約への立場の違いを超えて力を合わせているわけですね。それをねじ曲げて、全国で広

がる意見書への不当なレッテルを貼って敵視をして、国民の分断を持ち込むものと言わざるを得ません。

とりわけ、今沖縄では憤りの声が上がっております。玉城デニー知事を始め歴代知事が改定を求めてきました。沖縄県議会も繰り返し意見書を出して、先日の復帰五十周年の意見書でも、自民党を含め全会一致で抜本改定を求めているんですね。沖縄タイムスも琉球新報もこの問題に社説を掲げました。

沖縄タイムスの社説は、「改定要求 県民の総意だ」との見出しで、自民党機関紙の記事は正確ではないとして、改定の必要性を指摘する声は一部の党に限ったものだと言っている、問題を矮小化していないかと指摘、さらに、日米同盟を認める立場からの地位協定改定を求める声が上がっているとしていいます。そして、国民の声をどう捉えているのかと、県民の声を貸さないのはなぜかと、こう述べているんですね。

改定を求める声は一部の党に限ったものではない、日米同盟を認める立場からも上がっていると、そういう認識は政府としてちゃんと持っているんですか。

○国務大臣(岸信夫君) 御指摘の記事については承知をしております。繰り返しになりますけれども、私としては、様々な御意見をいただきながら、今後とも、関係自治体や外務省を始めとする関係省庁、米側と緊密に連携をし、在日米軍に関する諸課題の解決に全力で取り組んでまいります。引き続き国民の皆様の声にしつかりと耳を傾けていきたいと考えております。

○井上哲士君 私聞いていますのは、例えば沖縄県議会でも全会一致で決議上げているんです。ですから、日米地位協定の改定を求める声は一部の党に限ったものではない、日米同盟を認める立場からも上がっていると、そういう認識を政府として持っていますかということをお聞きしています。

○国務大臣(岸信夫君) 私としても、皆様の、国民の皆様の声をしっかり耳を傾けながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○井上哲士君 やはり与党である自民党の機関紙に堂々とこういう記事が掲載されていると。この表題は、日米地位協定のあるべき姿となっているんですね。この間政府が繰り返してきた答弁と同じ言葉使っているんですね。

しかし、なぜ全国知事会も二回目の提言を出し、意見書が広がっているかといえば、結局、全国知事会は、一八年の提言後も全国的にこの提言内容が実現したとは言い難い状況だといっているわけですね。政府が地位協定のあるべき姿といっているから、事態改善しないどころか悪化している、だからこういうのが出ているんですね。それに頼かむりをして、この安保条約への立場を超えて、住民の命、人権を守る立場での地位協定の改定を求める意見書を敵視するというのは、私はあつてはならないと思います。

政府としても、こういうこの一部の党に限ったものではないし、日米同盟を認めるという立場からもう上がっているということを確認しているのだから、こういう記事はやっぱり正すべきだと、是正を求めるべきではないかと思えますけれども、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(岸信夫君) 日米地位協定につきましては、様々な御意見があるものと承知をしております。私としては、そういった御意見をいただきながら、関係の自治体、外務省を始めとする関係省庁、米側と緊密に連携をし、地元の皆様の御理解を得つつ、その御懸念や御不安に少しでもお応えできるように努力をしていくことが重要だと考えております。今後ともそのための努力を続けてまいります。

○井上哲士君 明確に修正を求めなければ、政府も自民党のホームページと同じ立場だと思われかねないですよ。

本土復帰五十年の参院本会議の決議も、自民党

が一旦、日米地位協定の見直しの検討という文言を盛り込むことを合意しながら、それをほごにした。そのために合意に至らず上げられていないという状況なんですね。

住民の命と暮らし、人権を守るために、地位協定の抜本改定すべきだと、こういう国民の声に真摯に向き合うべきだということを重ねて強く申し上げまして、終わります。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美でございます。

本日は、委員長を始め、委員の皆様方の御協力により、伊波洋一議員に代わって質問する機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。まず、鈴木副大臣に、法の支配についての御認識を伺います。

林外務大臣は、一月十七日の参議院本会議で、国際社会の平和と繁栄を支えてきた自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や国際秩序が厳しい挑戦にさらされているとした上で、先人たちの努力により世界から得た日本への信頼を基礎に普遍的価値を守り抜く覚悟だと述べられました。

林大臣が守り抜くとおっしゃった普遍的な価値、とりわけ法の支配はとても重要であると思えますので、法の支配についての御認識を、林大臣に代わり、鈴木副大臣にお伺いします。

○副大臣(鈴木貴子君) 岸田内閣では、自由、民主主義、人権、法の支配、こうしました普遍的価値というものを重視をし、また、これを守り抜くことを外交安全保障の柱の一つとさせていただいております。このうち、法の支配とは、一般的に、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であります。国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤となっております。

この法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現することにより、地域全体、ひいては世界の平

和と繁栄を確保していくことが重要であると考へ、こうした考えの下で、我が国は、この法の支配の強化を含む国際社会の取組にこれまで、そしてまたこれからも積極的に取り組んでまいりたい、そしてまた各国ともこの点においても緊密に連携をしてまいりたい、このように考えております。

○高良鉄美君 私がお聞きしたのは、これまでも法の支配というのを政府がずっと言っていてまいりました。

私は、憲法をずっと教鞭を執っていましたけれども、法の支配というのは非常に重要な概念です。これ、あらゆる場面でこれは問題になるということなんですけれども。歴代の法務、私、法務委員会に行ったりしていますけれども、もうずっと大臣に対して聞いてきたので、外務省、外務大臣としてはいかがかなということでお聞きしたわけですけれども、今、やはり法の支配を中心に外交の方針として根底にあるということをおっしゃいました。

ただ、憲法学的なものを含めて、法の支配というのは、国際的なあるいはまた全世界の今まさに共有している概念ですから、そこにあるのは、憲法の最高法規性、適正手続、人権の保障なんだと、こういうことが中心になっているわけですね。そして、司法権が人権を守るために優越するということがその中身なんですね。

そこで、まさにその法の支配というのは、今言われた国際社会において共有すべき基本概念であつて、日本の国内法制だけでなく、国際関係、外交、防衛においても根幹に据えるべき概念だということですね。

法律や国際取決めは法の支配にのっとって策定されなければなりません。法の支配は、独善的、今おっしゃいました、副大臣の方からですね、独善的、専断的な国家権力の支配を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利、自由を擁護することを目的としているということなんです。

ところが、沖縄県に対して法の支配がまだ貫徹されていないと。むしろ、その反対の対峙概念である人の支配がまかり通つてきました。法の支配の重要な内容である適正手続は、密約や銃剣とブルドーザーといった言葉に象徴されるように、適正手続どころか、県民の意思に反する核の持込みや土地の強制接収が行われました。法の支配の内容である憲法の最高法規性もないがしるにされ、憲法より上位に扱われたのが日米安保と地位協定です。

沖縄県民は何も知らされず、核や基地の危険と常に隣り合わせの生活を強いられ、基本的人権が脅かされてきました。いや、今も脅かされています。政府が国内外で主張する法の支配は、御答弁いただいたこの法の支配の内容の、幾つかありましたけれども、その一つも機能していません、沖縄では。適正手続を踏まずに強行されている辺野古新基地建設は、銃剣とブルドーザーから補助金とブルドーザーに形を変えた人の支配であると言えると思います。

私も、そういうことを申し上げまして、この法の支配の重要性を今後もやっぱりしっかりと頭の中に入れて上での外交として防衛政策やってほしいということを申し上げまして、次の質問にまいります。

女性差別撤廃条約、この選択議定書について質問いたします。

女性差別撤廃条約加盟百八十九か国のうち、現在百十四か国が選択議定書を批准しています。日本は現在まで批准していません。政府は、選択議定書批准の意義について、我が国の人権尊重の姿勢を改めて内外に表明することを通じた人権尊重の普遍化への貢献としてしています。一方であれば、批准しないことは人権尊重に後ろ向きである、その姿勢を内外に表明することにほかなりません。

選択議定書批准に関する請願は、二〇〇一年の第百五十三回国会において採択され、翌二〇〇二

年七月三十一日の外交防衛委員会において、当時の武見敬三委員長が外務省に対し、請願が要請する条約の批准に向けて、内閣による検討の状況、問題点、検討終了の目途及び条約の国会提出時期について説明を求めるといふ異例な事態となりました。

そこで、今日は参議院事務局に来ていただいているので、請願とはどのような位置付けか、伺いたいと思います。

○参事(金子真実君) お答えいたします。

日本国憲法第十六条に、基本的人権の一つとして請願権が定められております。これを実現するため、国会におきましても、国会法及び衆参それぞれの規則において請願の提出及び審査に関する諸規定を設けまして、制度の運用が図られているところでございます。

○高良鉄美君 今ありましたけれども、憲法の十六條ですね。十六條の前の十五條というのは、国民主権の規定です。これほど重要な政治的な参政権の一つであるということが請願権なんです。そして、請願権の性質としては、国務請求権です。自分たちで、苦しんでいること、救済してほしいことを政府に訴えるということが請願権です。これは多くの国々でも非常に重要な権利として、言論の自由とかそういうものと同じ位置付けをする、それぐらいの意味が請願権にはあるということです。

この選択議定書批准に関する請願というのは、参議院では、先ほど言いましたように、二〇〇一年に採択し、以降二十回も採択して内閣に送付されているにもかかわらず、政府は同様の報告を繰り返す不誠実な態度を続けてきました。このような態度は、国民の請願権を軽んじ、参議院による請願の採択、これはもう全会一致でやるものから、その請願の採択そのものを形骸化させてしまふのではないかと憂慮します。

鈴木副大臣の御見解を伺います。

○副大臣(鈴木貴子君) 委員からも御丁寧にご利用

までの経過も述べていただいたところでありますけれども、最後にこの本請願が採択をされた、いわゆる百九十九回国会におけるこの請願についてありますが、この参議院に報告された処理の経過においては、個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられるとしつつ、同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識をしております、同制度の受入れの是非については、現在、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、政府として真剣に検討を進めているところであるとされており、私も承知をしております。

まさにこの注目すべき制度であるということ、事実であり、そのように認識もしております。この女子差別撤廃条約選択議定書の締結について真剣に検討を進めさせていただいております。請願についても真摯に受け止めていただいております。

○高良鉄美君 ありがとうございます。

やはりこれだけ、先ほども手続も、先生方も御存じだと思えますけれども、請願のこのルートに乗ってくるだけでも大変で、更にそれを、全会一致ですから、採択をされる、そして送付されるということはいかに大変な道筋かなと思います。ですから、個人通報制度も入っていることなんでしょうけれども、是非とも、既に批准をしている国々もその辺をクリアして入っている先進国であるということを検討に入れられて、そのまましっかりと真摯に進めていただけるようお願いしたいと思います。

最後に、先ほども少しありましたけれども、地方議会が決議した意見書の受け止めについて伺います。

この女性差別撤廃条約実現アクションによると、選択議定書の批准を求める等の地方議会の決議は、二〇〇一年から今年までに八府県を含む延

べ百五十五の地方議会がもう既に意見書を出している、そういった数に上ります。

これら地方議会から送付された意見書の受け止めを外務副大臣に伺います。

○副大臣(鈴木貴子君) 請願に続きまして、今

度、地方自治体からの決議ということでありますが、まさにこの地方自治体の意見書というものは、その地域の住民の皆さんの代表、地域の皆さんが選ばれた代表の皆さんからの意見であるというふうにも認識もしております。大変それは重いものである、貴いものであるというふうにも認識をしております。

この女子差別撤廃条約選択議定書に規定をされる個人通報制度の受入れの是非等々について、先ほども申し上げさせていただきましたが、関係省庁での勉強会も行わせていただいております。引き続きこの締結に向けて政府としても検討させていただきます。そしてまた、皆様からのお声というものも真摯に受け止めていただきたいと思います。

○高良鉄美君 ありがとうございます。

この請願のこれまでの歴史というんでしょうか、この選択議定書ですね、これは特に新たな法制を必要としているわけではなくて、この議定書を批准するというだけで日本の国内の手続は済むわけですね。ですから、是非ともそこはしっかりとやっていただきたいと思えます。

そして、地方議会から送られた意見書というのは、様々なものがあります。この選択議定書の批准を求めるだけでなく、先ほど井上委員からもありましたけれども、地位協定の改定の問題とかあります。沖縄県の方も、今年五十年ということ、県議会の方が意見書を出しています。復帰に関してですね。この中にはもちろん、ありましたように、地位協定の問題もありました、地位協定改定と。これは、沖縄からいうと、復帰前に決まっているのが地位協定なんです。五十年以上前です。沖縄県はこれ参加していないんですね。

国会にも代表は送られていません。

そういう中で、地位協定の一歩みずみで沖縄にきているわけです。そういった状況も変えなきゃいけないだろう、あるいはそれに対して何らかの対応等しないといけないだろう。というのは、やっぱり抜本的な改定というのを求めているというところは、少なくとも、これは日米安保を容認した、ある程度認めた上で地位協定というのはあるわけです。ですから、それはいきなり安保条約反対とか破棄とか言っているわけじゃなくて、地位協定の中身で人権侵害が起こるような、あるいは不平等、不公平が起こるようなことがあつたらいけないので、そこはちゃんと見て改定してくれないことだと思えます。

是非ともそういうことも御協力いただきまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(馬場成志君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

防衛大臣、参議院事務局当局及び政府参考人は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(馬場成志君) 次に、刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件、強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件及び千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケーブタウン協定の締結について承認を求めるの件、以上三件を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。鈴木外務副大臣。

○副大臣(鈴木貴子君) ただいま議題となりました三件につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、刑事に関する共助に関する日本国とベト

ナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件は、令和三年十一月二十四日に条約の署名が行われました。

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものです。この条約の締結により、我が国からベトナムに対して請求する共助がベトナムにおいて一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の効率化、迅速化が期待されます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件は、昭和三十三年六月に条約が採択されました。

この条約は、政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに對する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する等を定めるものです。我が国がこの条約を締結することは、強制労働の廃止に向けた国際的な取組を促進するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件は、平成二十四年十月に協定が採択されました。

この協定は、漁船の安全のための国際的な規則を定めるため、未発効である千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の修正、実施等について定めるものです。我が国がこ

の協定を締結することは、我が国を含む各国の漁船の安全性の向上に資するのみならず、この分野における国際協力の推進の見地からも有意義であると考えます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認をいただきますようお願いを申し上げます。  
○委員長(馬場成志君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。  
三件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後零時九分散会

五月二十日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(第一二八三号)(第一二八四号)(第一二八五号)

第一二八三号 令和四年五月十二日受理  
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願  
請願者 東京都練馬区 柳恵美子 外四十  
九名  
紹介議員 福島みずほ君

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性を強化するために個人通報制度と調査制度を定めたもので、一九九九年に国連で採択された。現在、条約締約国百八十九か国中百四十四か国が選択議定書を批准している。世界各国の男女平等の度合いを示すジェンダー・ギャップ指数二〇二一(世界経済フォーラム発表)において、日本は百五十六か国中、百二十位と世界最低のレベルである。選択議定書の批准により女性差別撤廃条約の示す男女平等の実現を促進することが、日本の現状打開のために急務となっている。女性差別撤廃委員会における日本の条約実施状況報告の審議で

は、二〇〇三年、二〇〇九年、二〇一六年とも選択議定書の批准が奨励され、日本が批准を検討するよう繰り返し求めている。第五次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。政府はこの計画にのっとり、速やかに選択議定書を批准すべきである。については、次の事項について実現を図られたい。  
一、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。

第一二八四号 令和四年五月十二日受理  
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願  
請願者 滋賀県米原市 川居徳子 外四十  
九名  
紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第一二八三号と同じである。  
第一二八五号 令和四年五月十二日受理  
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願  
請願者 札幌市 堀田美千子 外四十九名  
紹介議員 嘉田由紀子君

この請願の趣旨は、第一二八三号と同じである。  
五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(第一三一九号)(第一三二〇号)(第一三二七号)(第一四〇九号)

第一三一九号 令和四年五月十三日受理  
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願  
請願者 札幌市 石川一美 外四十九名  
紹介議員 打越さく良君

この請願の趣旨は、第一二八三号と同じである。  
第一三二〇号 令和四年五月十三日受理  
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願  
請願者 滋賀県米原市 塚本志げ子 外四十九名  
紹介議員 高良 鉄美君

この請願の趣旨は、第一二八三号と同じである。  
第一三二七号 令和四年五月十七日受理  
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願  
請願者 滋賀県守山市 芦辺節子 外四十  
九名  
紹介議員 木村 英子君

この請願の趣旨は、第一二八三号と同じである。  
第一四〇九号 令和四年五月十九日受理  
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願  
請願者 滋賀県長浜市 伊藤泰雄 外四十  
九名  
紹介議員 ながえ孝子君

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件  
一、強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件

一、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求め  
るの件

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第  
七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約

日本国及びベトナム社会主義共和国（以下「両締約国」という。）は、  
刑事に関する共助の分野における両国間の協力を一層実効あるものとすることを希望して、  
次のおり協定した。

第一条 趣旨、目的及び共助の範囲

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に  
従って共助を実施する。

2 共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他  
の物をいう。

- (1) 証言又は供述の取得
- (2) 物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）
- (3) 人、物件又は場所の見分

- (4) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定
  - (5) 公的機関の保有する物件の提供
  - (6) 請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達
  - (7) 拘禁されている者の身柄の一時的な移送であつて証言の取得その他の目的のためのもの
  - (8) 刑事手続に関する文書の送達
  - (9) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助
  - (10) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局間で合意されたもの
- 3 この条約は、両締約国間で共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨  
げ、又は証拠を排除することに関し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権  
利に影響を及ぼすものではない。

第二条 中央当局

1 各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法  
務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。ベトナム社会主義共和国につい  
ては、中央当局は、最高人民検察院とする。

2 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たつて、相互に直接連絡する。

第三条 共助の拒否事由

1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

- (1) 被請求国が、請求された共助が政治的性質を有する犯罪に関連すると認める場合
- (2) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全その他の重要な利益が害されるおそれ  
があると認める場合
- (3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合
- (4) 被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に  
訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害される  
おそれがあると十分なる理由があると認める場合
- (5) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を

構成しないと認める場合

- (6) 被請求国が、請求された共助が当該共助に係る犯罪又は同一の行為により構成される他の犯罪について被請求国において確定判決を受けたことのある者の訴追に関連すると認める場合
- (7) 被請求国が、自国の法令によれば時効の完成によって請求された共助に係る犯罪について訴追し、又は刑罰を科することができないと認める場合
- (8) 被請求国が、共助の請求を受け入れることが自国の共助に関する法制に反すると認める場合
- 2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができるかと認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。
- 3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

#### 第四条 請求の内容及び形式

- 1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が書面以外の信頼し得る通信の方法を適当と認める場合には、当該方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、請求国の中央当局は、共助の請求の追加的な確認の書面をその後速やかに提出する。共助の請求には、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語による翻訳文（緊急の場合には、英語による翻訳文）を添付する。
- 2 共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。
  - (1) 捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称
  - (2) 捜査、訴追その他の手続の対象となる事実
  - (3) 捜査、訴追その他の手続の内容及び段階
  - (4) 請求国の関係法令の条文
  - (5) 請求する共助の内容についての説明
  - (6) 請求する共助の目的についての説明
- 3 共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。
  - (1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報

- (2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明
- (3) 証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表
- (4) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての説明
- (5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報
- (6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明
- (7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報
- (8) 招請の伝達を受けなければならない者の特定及び所在地並びにその者と手続との関係に関する情報
- (9) 請求国の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報
- (10) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明（(2)及び(6)に規定する説明を除く。）
- (11) 犯罪の収益又は道具、これらの所在地及びこれらの所有者の特定についての説明
- (12) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき必要性についての説明
- (13) 請求する共助の実施を希望する期限
- (14) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

- 4 被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの条約に定める要件を満たすために十分でないか認められる場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するように要請することができる。

#### 第五条 請求された共助の実施

- 1 被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。
- 2 被請求国は、請求された共助をこの条約の規定及び自国の法令に従って実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、適当と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(10)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。
- 3 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国における進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中央当局は、自国が一定の条件を付して共助を実施することができるかと認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件

を受け入れる場合には、これに従う。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に当該実施の保留の理由を通報する。

4 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

6 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

#### 第六条 費用

1 被請求国は、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。

2 1の規定にかかわらず、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用、第十四条及び第十五条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費並びに特別な費用については、請求国が負担する。

3 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。

#### 第七条 使用制限及び秘密性

1 請求国は、被請求国の中央当局の書面による事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用してはならない。

2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従ってのみ

使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3 請求国は、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を不法なアクセス、使用及び改変、滅失又は濫用から保護するよう最善の努力を払う。

#### 第八条 物件の返還

1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供される物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

#### 第九条 証言又は供述の取得

1 被請求国は、証言又は供述を取得する。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払うものとし、また、当該者が証言又は供述の提出を求められている者に対して発せられるべき質問を提出することを認める。

3 (1) 被請求国は、この条の規定に従って証言又は供述の提出を求められている者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、証言又は供述を取得する。

(2) 被請求国は、証言又は供述を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の権限のある当局による当該主張の処理のため、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した物を請求国の中央当局に提供する。

第十条 物件の取得

1 被請求国は、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置（搜索又は差押えを含む。）が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

3 (1) 被請求国は、この条の規定に従って物件の提出を求められている者が請求国の法令に基づいて免除又は特権を主張した場合であっても、物件を取得する。

(2) 被請求国は、物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の権限のある当局による当該主張の処理のため、当該主張を付して当該物件を請求国の中央当局に提供する。

第十一条 人、物件又は場所の見分

1 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第十二条 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十三条 公的機関の保有する物件の提供

1 被請求国は、自国の公的機関が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、自国の公的機関が保有する物件であって公衆が入手できないものについては、自国の権限のある当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供することができる。

第十四条 招請の伝達

1 被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることを伝達する。

2 請求国の中央当局は、1に規定する出頭のために自国が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、出頭が求められている者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

第十五条 拘禁されている者の一時的な移送

1 証言の取得その他の目的のため、被請求国によって拘禁されている者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意するときに限る。

2 (1) 請求国は、被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従って身柄を移された者を拘禁する。

(2) 請求国は、両締約国の中央当局による事前の合意その他の合意に従い、1の規定に従って身柄を移された者を被請求国に直ちに送還する。

(3) 1の規定に従って身柄を移された者が請求国によって拘禁された期間（移送に要する期間を含む。）は、被請求国における当該者の刑期に算入する。

第十六条 保護措置

1 第十四条の規定に従って請求国の関係当局に出頭が求められている者又は前条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国を離れる前のかかる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁、訴追、処罰又は身体的自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の手続以外のかかる手続についても協力することを強制されない。ただし、当該者が別段の同意を与え、かつ、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

2 (1) 第十四条の規定に従って請求国の関係当局に出頭が求められている者に対し1の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a) 当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によって書面により通知された後連続する十五日が経過した時

(b) 当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあってはその時  
(c) 当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかった場合（やむを得ない事情によるものを除く。）にあってはその時

(2) 請求国の中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は保護措置が(1)(b)若しくは(c)の規定に従って終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

3 前条の規定に従って請求国に身柄を移された者に対し1の規定に従って与えられる保護措置は、当該者が被請求国に送還されたときに終了する。

4 第十四条の規定の下で請求国の関係当局に出頭しない者又は前条の規定の下で請求国への身柄の移送に同意しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関連する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

#### 第十七条 犯罪の収益又は道具

被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれらに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

#### 第十八条 文書の送達

1 被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施する。

2 共助の請求が請求国の関係当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも九十日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。被請求国の中央当局は、第五条6の規定に従ってこのような共助の実施の結果を通報するに当たり、請求国の中央当局に対し、送達が実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。

3 この条の規定に従って送達された裁判上の文書であって請求国の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

#### 第十九条 情報の提供

1 両締約国は、事前の要請がない場合においても、自国の法令が認める範囲内で、刑事に関する情報を相

互に提供することができる。

2 情報を提供する締約国は、情報を受領する締約国による当該情報の使用について条件を付すことができる。この場合において、情報を提供する締約国は、情報を受領する締約国に対し、提供される情報の性格及び付される条件について事前に通報する。情報を受領する締約国は、当該条件に合意する場合には、これに従う。

#### 第二十条 認証

いずれか一方の締約国がこの条約に従って送付する書類であって、当該締約国の権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によって証明されているものは、認証その他の証明なしに、他方の締約国によって受領される。被請求国は、請求国の要請があるときは、自国の法令に反しない限りにおいて、共助の請求に示された他の様式により、この条約に従って送付する書類を認証することができる。

#### 第二十一条 他の文書との関係

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

#### 第二十二条 協議

1 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

#### 第二十三条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

#### 第二十四条 効力発生及び終了

1 この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われる共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生の日前行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3 この条約は、両締約国の間の書面による合意によって改正することができる。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して外交上の経路を通じて書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告を受領した日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

5 この条約の終了は、この条約の終了の日までに請求された共助を実施しない理由としてはならない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十一年十一月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語、ベトナム語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

山田滝雄

ベトナム社会主義共和国のために

レー・ミン・チー

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結について承認を求めるとの件  
強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

#### 強制労働の廃止に関する条約（第百五号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、千九百五十七年六月五日にその第四十回会期として会合し、

前記の会期の議事日程の第四議題である強制労働の問題を審議し、

千九百三十年の強制労働条約の諸規定に留意し、

千九百二十六年の奴隷条約が、強制労働が奴隷制度と同様の状態に発展することを防止するために全ての必要な措置をとるべきことを規定していること、並びに千九百五十六年の奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類する制度及び慣行の廃止に関する補足条約が、負債による奴隷及び農奴の完全な廃止を規定していることに留意し、

千九百四十九年の賃金保護条約が、賃金は定期的に支払われるべきことを規定し、及び労働者から自己の雇用を終了させる真正な可能性を奪う支払方法を禁止していることに留意し、

国際連合憲章が掲げ、及び世界人権宣言が定める人権の侵害となる特定の形態の強制労働の廃止に関して

新たな提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百五十七年の強制労働廃止条約と称することができる。）を千九百五十七年六月二十五日に採択する。

#### 第一条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。

- (a) 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに對する制裁
- (b) 経済的發展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法
- (c) 労働規律の手段
- (d) 同盟罷業に参加したことに對する制裁
- (e) 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段

#### 第二条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、前条に規定する強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束する。

#### 第三条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

#### 第四条

- 1 この条約は、国際労働機関の加盟国であつて自国による批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。
- 2 この条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

#### 第五条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため

国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、廃棄が登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国であつて1に規定する十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了すること、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

#### 第六条

1 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受けた全ての批准及び廃棄の登録について全ての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録について加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

#### 第七条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定に従い、前諸条の規定に従つて登録した全ての批准及び廃棄の文書の完全な明細を、登録のため国際連合事務総長に通知する。

#### 第八条

理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

#### 第九条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する新たな条約を採択する場合には、その新たな条約に別段の定めがある場合を除くほか、

(a) 加盟国によるその新たな改正条約の批准は、その新たな改正条約が効力を生じていることを条件として、第五条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) この条約は、その新たな改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容により引き続き効力を有する。

#### 第十条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて千九百五十七年六月二十七日に閉会を宣言されたその第四十回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百五十七年七月四日に署名した。

総会議長

ハロルド・ホルト

国際労働事務局長

デイヴィッド・A・モース

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス

議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定

この協定の締約国は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施が一般的な海上における安全及び漁船の海上における安全に重要な貢献をするものであることを認め、

しかしながら、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の特定の規定が自国の旗を掲げる相当の漁船を有する多数の国によるその実施について困難を生じさせてきたこと並びにこのことが当該議定書の効力発生を妨げ、及びその結果として当該議定書に含まれる規則の実施を妨げていることを確認し、

全ての関係国によって実施されることのできる漁船の安全のための実行可能な最高度の基準を合意により設定することを希望し、

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する協定の締結によりこの目的を最もよく達成することができることを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

- (1) この協定の締約国は、次の規定を実施する。
  - (a) この協定の各条の規定
  - (b) この協定によって修正される千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書（以下「千九百九十三年のトレモリノス議定書」という。）の規定（第一条(1)(a)、(2)及び(3)、第九条並びに第十条の規定を除く。）
- (2) この協定の各条、千九百九十三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条まで、千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の各規則並びに千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約（以下「千九百七十七年のトレモリノス条約」という。）附属書の各規則の規定は、この協定に定める修正に従うことを条件として、単一の文書として読まれ、かつ、解釈されるものと

する。

(3) この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、同時に附属書を含めていうものとする。

第二条 千九百九十三年のトレモリノス議定書及び千九百七十七年のトレモリノス条約の解釈及び適用

千九百九十三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条までの規定は、この協定について適用する。これらの各条、千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の各規則及び千九百七十七年のトレモリノス条約附属書の各規則の規定を適用するに当たり、「この議定書」又は「この条約」というときは、この協定をいうものとする。

第三条 署名、批准、受諾、承認及び加入

(1) この協定は、機関の本部において、二十三年二月十一日から二十四年二月十日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

(2) 全ての国は、この協定に拘束されることについての同意を次のいずれかの方法によって表明することに  
より、この協定の締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、又は承認すること。

(c) (4)に定める手続を条件として署名すること。

(d) 加入すること。

(3) 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

(4) この協定の採択の日前に千九百九十三年のトレモリノス議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国であつて、(2)(c)の規定に基づいてこの協定に署名したものは、当該国がこの協定の採択の日の後十二箇月が経過する日前にこの(4)に定める簡易な手続を用いない旨を書面により寄託者に通告する場合を除くほか、当該十二箇月が経過する日にこの協定に拘束されることについての同意を表明したものとみなされる。

第四条 効力発生

(1) この協定は、二十二以上の国であつてその漁船（公海を運航する長さ二十四メートル以上のもの）の総

数が三千六百隻以上となるものがこの協定に拘束されることについての同意を表明した日の後十二箇月で、効力を生ずる。

(2) この協定の効力発生のための要件が満たされた後この協定の効力発生の日までにこの協定の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この協定の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過する日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

(3) この協定の効力発生の日の後にこの協定の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この協定は、これらの文書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

(4) 第一条の規定に従つて適用される千九百九十三年のトレモリノス議定書第十一条の規定に基づきこの協定の改正が受諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正されたこの協定に係るものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十二年十月十二日にケープタウンで作成した。

附属書 千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書及びその付録の修正

附属書 漁船の構造及び設備に関する規則

千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の規則の一部の規定は、次の修正に従う。

第一章 一般規定

第一規則 適用

1 第一規則を次のように改める。

- (1) この附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、新船について適用する。
- (2) この議定書の適用上、主管庁は、全ての章について、測定的基础として、長さ(L)に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。
  - (a) 長さ(L) 二十四メートルに相当するものとみなされる総トン数三百トン
  - (b) 長さ(L) 四十五メートルに相当するものとみなされる総トン数九百五十トン
  - (c) 長さ(L) 六十メートルに相当するものとみなされる総トン数二千トン
  - (d) 長さ(L) 七十五メートルに相当するものとみなされる総トン数三千トン
- (3) (2)の規定を用いる締約国は、その決定の理由を機関に通報する。
- (4) 締約国が現存船について第七章から第十章までに規定する措置の全てを直ちに実施することができないと判断する場合には、当該締約国は、計画に従って、第九章の規定については十年以内の期間で、並びに第七章、第八章及び第十章の規定については五年以内の期間で、漸進的に実施することができる。
- (5) (4)の規定を用いる締約国は、機関への最初の通報において、次のことを行う。
  - (a) 漸進的に実施する第七章から第十章までの規定を明示すること。
  - (b) (4)の規定に基づいて行う決定の理由を説明すること。
  - (c) 漸進的な実施のための計画を記載すること。当該計画は、場合に応じ、五年又は十年を超えるものであつてはならない。
  - (d) この議定書の適用に関するその後の通報において、この議定書の規定を実施するためにとつた措置

及び設定した期間に基づく進捗状況を記載すること。

- (6) 主管庁は、漁船の運航海域及び漁船の種類に鑑みその適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、当該漁船について、第七規則(1)(d)及び第九規則(1)(d)に定める年次検査を免除することができる。

第二規則 定義

2 (14)を削り、(15)から(22)までを一ずつ繰り上げ、次の新たな(22)及び(23)を加える。

- (22) 「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書I又は同条約を改正し、若しくはこれに代わる文書に定めるトン数の測度に関する規則に従って計算される総トン数をいう。
- (23) 「検査基準日」とは、関係する証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

第三規則 免除

3 (3)及び(4)を次のように改める。

- (3) 主管庁は、自国を旗国とする漁船について、漁船の種類、天候状態及び一般的な航行上の危険がないことに鑑みその適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、次のことを条件として、この附属書に定める要件を免除することができる。
  - (a) 当該漁船が、その予定された用途に適しており、かつ、当該漁船及び乗船者の全般的な安全性を確保するものであると主管庁が認める安全要件を満たすこと。
  - (b) 当該漁船が次のいずれかの条件を満たすこと。
    - (i) 近隣国間で当該近隣国の管轄の下にある隣接海域において当該近隣国を旗国とする漁船に関して設定された共同漁獲水域においてのみ、当該近隣国が国際法に従って決定する限度内及び条件の下において、運航すること。
    - (ii) 当該漁船の旗国の排他的経済水域又は当該国が排他的経済水域を設定していない場合には、当該国の領海に接続する水域であつて、当該国が国際法に従って決定し、かつ、当該国の領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないものにおいてのみ、運航すること。
    - (iii) 他国の管轄の下にある排他的経済水域若しくは海域又は国際法に従つた関係国間の合意に基づく共同漁獲水域においてのみ、当該他国又は当該関係国が決定する限度内及び条件の下において、運

航すること。

(c) 主管庁が、この(3)の規定に基づく免除が与えられる条件を事務局長に通報すること。

(4) (1)又は(2)の規定に基づいて免除を認める主管庁は、安全性の水準が十分に維持されることを確認するために必要な範囲内で細目を機関に通報するものとし、機関は、締約国が了知するよう、締約国に対し当該細目を回章に付する。

4 第六規則から第十一規則までを削り、第五規則の次に次の新たな第六規則から第十七規則までを加える。

#### 第六規則 検査

(1) 漁船の検査は、この附属書の規則の実施及びその適用の免除に関する限りにおいて、主管庁の職員が行う。もつとも、主管庁は、検査のために指名する検査員又は自己の認定する団体に当該検査を委託することができる。

(2) (1)の規定により検査を実施する検査員を指名し、又は団体を認定する主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に対し、少なくとも次のことを行う権限を与える。

(a) 漁船の修繕を要求すること。

(b) 寄港国の適当な当局からの要請に応じて検査を行うこと。

主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に与える権限の範囲及び条件について機関に通報する。

(3) 指名された検査員又は認定された団体は、漁船若しくはその設備の状態が実質的に証書の記載事項と一致しないと認める場合又は漁船若しくはその設備の状態が当該乗船者に危険を及ぼすことなく航行することに適していないと認める場合には、是正措置がとられることを直ちに確保するものとし、正式に主管庁に通報する。是正措置がとられない場合には、当該証書を回収すべきであり、また、速やかに主管庁に通報する。当該漁船が他の締約国の港にある場合には、寄港国の適当な当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の適当な当局に通報した場合には、当該寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体にに対し、この規則の規定に基づく義務の履行に必要な援助を与える。当該寄港国の政府は、当該漁船が当該乗船者若しくは乗船者に危険を及ぼすことなく航行し、又は修繕のため適当な場所へ向かう目的で出港することができるようになるまで、当該漁船が航行しないことを確保する。

で、当該漁船が航行しないことを確保する。

(4) 主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のために必要な措置をとる。

#### 第七規則 救命設備その他の設備の検査

(1) (2)(a)に定める救命設備その他の設備は、次の検査を受ける。

(a) 漁船の就航前の最初の検査

(b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(c) 国際漁船安全証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査。当該定期的検査については、(d)に定める年次検査の一に代えて行う。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに定期的検査を行うことを決定することができる。

(d) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査

(e) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとする。また、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。

(2) (1)の検査は、次のとおり行う。

(a) 最初の検査については、次章から第八章まで及び第十章の規定が適用される消防設備、救命設備（無線設備を除く）、船舶搭載航行設備、水先人輸送設備その他の設備がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適合していることを確保するため、これらの設備についての完全な検査を行う。火災制御図、航海用刊行物、灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置もまた、この附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則（適用がある場合）に定める要件に適合することを確保するため、当該検査を受ける。

- (b) 更新検査及び定期的検査については、(a)の設備がこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に定める関係要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適用していることを確保するため、これらの設備についての検査を行う。
- (c) 年次検査については、(a)の設備が第十規則(1)の規定に従って維持され、及び漁船の予定された用途に引き続き適用していることを確保するため、これらの設備についての一般的な検査を行う。
- (3) (1)(c)及び(d)に定める定期的検査及び年次検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

第八規則 無線設備の検査

- (1) 第七章及び第九章の規定が適用される漁船の無線設備（救命設備において使用するものを含む。）は、次の検査を受ける。
  - (a) 漁船の就航前の最初の検査
  - (b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査
  - (c) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査又は当該証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに定期的検査を行うことを決定することができる。
  - (d) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。
  - (2) (1)の検査は、次のとおり行う。
    - (a) 最初の検査については、無線設備（救命設備において使用するものを含む。）がこの附属書の規則に定める要件に適合することを確保するため、これらの設備についての完全な検査を行う。

- (b) 更新検査及び定期的検査については、無線設備（救命設備において使用するものを含む。）がこの附属書の規則に定める要件に適合することを確保するため、これらの設備についての検査を行う。
  - (3) (1)(c)に定める定期的検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。
- 第九規則 船体、機関及び設備の検査
- (1) (2)(a)に定める船体、機関及び設備（第七規則及び第八規則に関する事項を除く。）は、次の検査を受ける。
    - (a) 漁船の就航前の最初の検査（船底の外部の検査を含む。）
    - (b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査
    - (c) 国際漁船安全証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う中間検査。当該中間検査については、(d)に定める年次検査の一に代えて行う。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに中間検査を行うことを決定することができる。
    - (d) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査
    - (e) 第十三規則(5)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年の期間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。同規則(5)の規定が適用される場合には、証書の延長された有効期間に一致するようにこの五年の期間を延長することができる。いかなる場合にも、この船底の外部の検査の間隔は、三十六箇月を超えてはならない。
    - (f) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。
    - (2) (1)の検査は、次のとおり行う。
      - (a) 最初の検査については、船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。当該検査は、船体、ボ

イラーその他の他の压力容器及びその附属品、主機関及び補助機関（操舵装置及びその制御装置を含む。）、電気設備並びに他の設備の配置、材料、寸法及び工作がこの附属書の規則に定める要件に適合し、十分な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していること並びに要求された復原性資料が備えられていることを確保するものとする。

(b) 更新検査については、(a)の船体、機関及び設備がこの附属書の規則に定める要件に適合し、十分な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらについての検査を行う。

(c) 中間検査については、船体、ボイラーその他の压力容器、機関及び設備、操舵装置及びその制御装置並びに電気設備が漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらについての検査を行う。

(d) 年次検査については、(a)の船体、機関及び設備が第十規則(1)の規定に従って維持され、及び漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらについての一般的な検査を行う。

(e) 船底の外部の検査及びこれと同時にを行う関係事項の検査は、これらが漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するものとする。

(3) (1)(c)から(e)までに定める中間検査、年次検査及び船底の外部の検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

#### 第十規則 検査後における状態の維持

(1) 漁船及びその設備の状態は、漁船が全ての点において当該漁船又は乗船者に危険を及ぼすことなく航行することに引き続き適していることを確保するため、この附属書の規則に適合するように維持する。

(2) 第七規則から第九規則までの規定に基づく漁船の検査の完了後は、主管庁の許可を受けず限り、検査の対象となる構造配置、機関、設備及びその他の事項の変更を行ってはならない。

(3) 漁船に事故が生じた場合又は欠陥が発見された場合において、当該事故又は欠陥が漁船の安全性又は救命設備その他の設備の実効性若しくは完全性に影響するときは、当該漁船の船長又は所有者は、できる限り速やかに関係する証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告するものとし、報告を受けた者は、第七規則から第九規則までの規定により要求される検査が必要であるかどうかを決定するための調査を開始する。当該漁船が他の締約国の港にある場合には、当

該漁船の船長又は所有者は、寄港国の適当な当局にも直ちに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、その報告が行われたことを確認する。

#### 第十一規則 証書の発給又は裏書

(1) 第三規則(3)の規定に基づいて免除される漁船を除くほか、次章から第十章までに定める関係要件その他この附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対し、最初の検査又は更新検査後に国際漁船安全証書と称する証書を発給する。

(2) (1)に規定する国際漁船安全証書は、設備の記録によって補足される。

(3) 第三規則(3)の規定に基づいて免除される漁船を除くほか、この附属書の規則に基づいて漁船に免除を認める場合には、この規則に規定する証書のほかに、国際漁船免除証書と称する証書を発給する。

(4) この規則に定める証書は、主管庁又は主管庁により権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏書する。いずれの場合においても、当該証書については、当該主管庁が全責任を負う。

#### 第十二規則 他の締約国による証書の発給又は裏書

締約国は、主管庁の要請に基づき、漁船に検査を受けさせることができるものとし、この附属書の規則に定める要件に適合していると認める場合には、この附属書の規則に基づき、当該漁船に対して証書を発給し、若しくはその発給を許可し、又は当該漁船についての証書に裏書し、若しくはその裏書を許可する。このようにして発給される証書には、当該証書は漁船が旗国とする国の政府の要請に基づいて発給される旨を記載する。当該証書は、第十一規則の規定に基づいて発給される証書と同一の効力を有し、及び同一のものとみなされる。

#### 第十三規則 証書の有効期間及び効力

(1) 国際漁船安全証書は、主管庁の定める五年を超えない期間について発給する。国際漁船免除証書は、関連する証書の有効期間を超えて効力を有してはならない。

(2) (a) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の前日三箇月以内に完了する場合には、(1)に定める要件にかかわらず、新たな証書は、当該検査の完了の日から、既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(b) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から、既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

- (c) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の前日三箇月より前に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。
- (3) 証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を当初の有効期間の満了の日を超えて(1)に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、第七規則から第九規則までに規定する検査であつて証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが行われることを条件とする。
- (4) 更新検査が完了した場合において、既存の証書の有効期間の満了の前日に新たな証書を発給し、又は漁船の船上に備えることができないときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、既存の証書に裏書することができるものとし、当該証書は、当該満了の日から五箇月を超えない更新期間効力を有する。
- (5) 証書の有効期間の満了の時に漁船が自己の検査が行われる予定の港にない場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を延長することができる。ただし、その延長は、漁船が自己の検査が行われる予定の港への航海を完了することができるようにするためにのみ、及び当該延長が適当かつ合理的であると認められる場合に限り、許与される。いかなる証書の有効期間も、三箇月を超えて延長することはできない。有効期間の延長を許与された証書を備える漁船は、自己の検査が行われる予定の港に到着した後、新たな証書の発給を受けない限り、当該延長を理由として、出港することができない。更新検査が完了した場合には、新たな証書は、延長を許与される前の既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。
- (6) 主管庁が定める特別な状況においては、新たな証書の有効期間は、(2)(b)又は(5)の規定に従つて既存の証書の有効期間の満了の日から起算することを要しない。この特別な状況において、新たな証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。
- (7) 年次検査、中間検査又は定期的検査が関係する規則に定める期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。
- (a) 関係する証書に示された検査基準日については、裏書することにより、検査の完了の日の後三箇月を超えない日に改める。
- (b) 関係する規則に規定するその後の年次検査、中間検査又は定期的検査については、新たな検査基準

- 日を用いることによつて当該規則に規定する間隔で完了するものとする。
- (c) 証書の有効期間の満了の日については、適当な場合には、一以上の年次検査、中間検査又は定期的検査が関係する規則に規定するこれらの検査の最大の間隔を超えないように行われることを条件として、変更しなくしておくことができる。
- (8) 第十一規則又は第十二規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。
- (a) 第七規則(1)、第八規則(1)及び第九規則(1)に定める期間内に関係する検査が完了しない場合
- (b) 証書がこの附属書の規則に従つて裏書されない場合
- (c) 漁船がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新たな証書は、これを発給する政府が当該漁船が第十規則(1)及び(2)に定める要件を満たしていると十分に認める場合にのみ、発給する。締約国間において漁船が移転される場合において、移転後三箇月以内に要請を受けたときは、当該漁船の移転前の旗国の政府は、できる限り速やかに、移転前に当該漁船が有していた証書の写し及び入手可能なときは、関係する検査報告書の写しを主管庁に送付する。
- 第十四規則 証書及び設備の記録の様式
- 証書及び設備の記録は、この議定書の附属書の付録に定めるひな形に対応する様式で作成する。これらの文書には、使用される言語が英語及びフランス語のいずれでもない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を含める。
- 第十五規則 証書の提示
- 第十一規則及び第十二規則の規定に基づいて発給される証書は、検査のため船上においていつでも容易に提示することができるようにしておく。
- 第十六規則 証書の認容
- 締約国の権限に基づいて発給される証書は、この議定書に定める全ての目的のため、他の締約国によつて認容される。これらの証書は、他の締約国により、当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するものとされる。
- 第十七規則 特権
- この議定書に基づく特権は、漁船が適正かつ有効な証書を備えていない限り、主張することができな

い。

## 第五章 防火、火災探知、消火及び消防

### A部 一般

#### 第一規則 一般

5 第一規則を次のように改める。

- (1) この章の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ四十五メートル以上の新船について適用する。
- (2) 居住区域及び業務区域については、次のいずれかの保護方式を採用する。

(a) I F方式

全ての内部仕切り隔壁を不燃性の「B」級仕切り又は「C」級仕切りのものとした構造によるもの。一般に居住区域及び業務区域に火災探知装置又はスプリンクラー装置を備えない。

(b) II F方式

火災の発生するおそれのある全ての場所に火災の探知及び消火のための自動スプリンクラー装置（火災警報装置を内蔵するもの）を備えるもの。内部仕切り隔壁の型には、一般に制限を設けない。

(c) III F方式

火災の発生するおそれのある全ての場所に自動火災警報装置を備えるもの。内部仕切り隔壁の型には、一般に制限を設けない。ただし、いかなる場合においても、「A」級仕切り又は「B」級仕切りで仕切られる居住区域の面積は、五十平方メートルを超えてはならない。もつとも、主管庁は、公共室についてこの面積を増大することができる。

- (3) 機関区域、制御場所等の境界隔壁の構造及び防熱における不燃性材料の使用の要件並びに階段囲壁及び通路の保護の要件は、(2)に規定する三の方式の全てに共通とする。

## 第七章 救命設備

### B部 漁船の要件

#### 第五規則 救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇の数及び型

- 6 (4)の次に次の新たな(5)から(7)までを加える。
- (5) (3)(a)の規定によって要求される措置が漁船の通常の運航を妨げる場合には、主管庁は、その要件を満たすことに代えて、漁船の片舷からのみ進水させることができる救命用の端艇又はいかだを漁船に積載

することを決定することができる。当該救命用の端艇又はいかだの収容能力の合計は、総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分な収容能力を有する救命用の端艇又はいかだを安全かつ迅速に進水させることができる漁船の反対舷へ容易に移動することができることを条件として、総乗船者数の少なくとも二倍に相当する数の人員を収容するために十分なものとする。

(6) いずれか一の救命用の端艇又はいかだが喪失し、又は使用不可能となった場合においても総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分である救命用の端艇又はいかだ（いずれかの舷において使用することができるものとし、反対舷へ移動し得る位置に積み付けるものを含む。）を積載する。反対舷への移動は、一の開放された甲板において容易に行われるものとし、また、全ての救命用の端艇又はいかだには、引っかけを避け、及び展張を容易に行うために、障害物がないようにする。

(7) (3)(b)の規定によって要求される措置が漁船の通常の運航を妨げる場合には、主管庁は、その要件を満たすことに代えて、漁船の航行海域及び運航状態を考慮して、水中から人を救助するための他の同等の設備を漁船に積載することを決定することができる。

7 (5)及び(6)を三ずつ繰り下げる。

## 第九章 無線通信

### A部 適用及び定義

#### 第一規則 適用

8 (2)に第二文として次のように加える。

(1)の規定にかかわらず、主管庁は、この章に定める要件と同等であると認める場合に限り、現存の漁船の船上において現存の無線通信システムを引き続き利用することを許可することができる。

付録 証書及び設備の記載

6 付録を次のように改める。

1 漁船に対する安全証書の様式

国際漁船安全証書

この証書は、設備の記録によって補足される。

(公の印章)

(国名)

1977年の漁船の安全のためのトレモリス国際条約に関する

1993年のトレモリス議定書の規定の実施に関する2012年のクエータウン協定に基づき、  
 の政府の権限の下に、  
(権限を与えられた者又は団体) が発給する。

漁船の要目 (注1)

船名

船舶番号又は信号符字

船籍港

長さ(L) (第1章第2規則(5)) / 総トン数 (第1章第2規則(22)) (注2)

認められた航行海域 (第IX章第2規則)

建造契約又は主要な改造の契約が結ばれた日

キールが据え付けられた日又は第1章第2規則(1)(c)(ii)若しくは(ii)に従ってこれと同様の建造段階に達した日

引渡しが行われた日又は主要な改造が完了した日

この証書は、次のことを証明する。

- 1.1 この漁船が上記の議定書第1章第7規則から第9規則までに定める要件に従って検査されたこと。
- 1.2 この漁船が上記の議定書第1章第7規則(1)(d)及び第9規則(1)(d)の規定により要求される年次検査を受ける／受けない(注2)こと。
- 2 検査の結果、次のことが明らかに became こと。

2.1 上記の議定書第1章第9規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの漁船が同議定書第II章から第VII章までに定める関係要件(消防設備及び火災制御図に関する要件を除く。)に適合していること。

2.2 最近の二回の船底の外部の検査が、  
(日) 及び (日) に行われたこと。

2.3 この漁船が消防設備及び火災制御図について上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.4 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の機装品が上記の議定書に定める要件に従って備えられていること。

2.5 この漁船が救命発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の議定書に定める要件に従って備えていること。

2.6 この漁船が無線設備について上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.7 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.8 この漁船が船舶搭載航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.9 この漁船が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の議定書及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に定める要件に従って備えていること。

2.10 他の全ての事項について、この漁船が上記の議定書に定める関係要件に適合していること。

3 国際漁船免除証書が発給されてい／発給されていない(注2)こと。

この証書は、上記の議定書第1章第7規則から第9規則までの規定に基づき年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、  
(注3) まで効力を有する。

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

.....  
(発給の日)

(証書の発給について権限を与えられた職員の名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

この証書の2.10の船体、機関及び設備に関する年次検査及び中間検査に係る裏書

上記の議定書第1章第9規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

年次検査

署名  
(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／中間検査 (注2)

署名  
(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／中間検査 (注2)

署名  
(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名  
(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第1章第13規則(7)(c)の規定に基づく年次検査又は中間検査

上記の議定書第1章第9規則及び第13規則(7)(c)の規定に基づく年次検査／中間検査(注2)において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

署名  
(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

船底の外部の検査に係る裏書 (注4)

上記の議定書第1章第9規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

一回目の検査

署名  
(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

二回目の検査

署名  
(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

この証書の2.3から2.5まで、2.8及び2.9の救命設備その他の設備に関する年次検査及び定期的検査に係る裏書

上記の議定書第1章第7規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

年次検査

署名  
(権限を与えられた職員の名)

<p>年次検査／定期的検査 (注2)</p> <p style="text-align: right;">(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>場所..... 日.....</p> <p>署名..... (権限を与えられた職員の名)</p> <p>年次検査</p> <p style="text-align: right;">(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>場所..... 日.....</p> <p>署名..... (権限を与えられた職員の名)</p> <p>年次検査／定期的検査 (注2)</p> <p style="text-align: right;">(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>場所..... 日.....</p> <p>署名..... (権限を与えられた職員の名)</p> <p>年次検査</p> <p style="text-align: right;">(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>場所..... 日.....</p> <p>署名..... (権限を与えられた職員の名)</p> <p>上記の議定書第1章第13規則(7)(c)の規定に基づく年次検査又は定期的検査 上記の議定書第1章第7規則及び第13規則(7)(c)の規定に基づく年次検査／定期的検査(注2)において、 この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。</p>	<p>この証書の2.6及び2.7の無線設備に関する定期的検査に係る裏書 上記の議定書第1章第8規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。</p> <p>定期的検査</p> <p style="text-align: right;">(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>署名..... (権限を与えられた職員の名)</p> <p>場所..... 日.....</p> <p>上記の議定書第1章第13規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査 上記の議定書第1章第8規則及び第13規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。</p>
--	---

署名.....  
(権限を与えられた職員の名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第1章第13規則(3)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この漁船は、上記の議定書の関係要件に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第1章第13規則(3)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

署名.....  
(権限を与えられた職員の名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、上記の議定書第1章第13規則(4)の規定を適用する場合における裏書

この漁船は、上記の議定書の関係要件に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第1章第13規則(4)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

署名.....  
(権限を与えられた職員の名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第1章第13規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第1章第13規則(5)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

署名.....  
(権限を与えられた職員の名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第1章第13規則(7)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書  
上記の議定書第1章第13規則(7)の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

署名.....  
(権限を与えられた職員の名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第1章第13規則(7)の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

署名.....  
(権限を与えられた職員の名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

注1 漁船の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注2 該当しないものを抹消すること。

注3 上記の議定書第1章第13規則(1)の規定に従って主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。当該日に対応する各年の日は、同規則(7)の規定に従って改められる場合を除くほか、同章第2規則(2)に規定する検査基準日となる。

注4 追加的な検査のための欄を設けることができる。

2 免除証書の様式

国際漁船免除証書

(公の印章)

(国名)

1977年の漁船の安全のためのトレモリス国際条約に関する  
1993年のトレモリス議定書の規定の実施に関する2012年のケーヌカウ協定に基づき、  
の政府の権限の下に、  
(国名)が発給する。  
(権限を与えられた者又は団体)

漁船の要目 (注1)

船名

船舶番号又は信号符字

船籍港

長さ(L) (第1章第2規則(5)) / 総トン数 (第1章第2規則(22)) (注2)

この証書は、次のことを証明する。

上記の議定書第 章第 規則の規定により与えられた権限に基づき、この漁船が同議定書  
の要件を免除されたこと。

この免除証書を条件付きで発給する場合のその条件

この証書は、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、  
まで効力を有する。

(証書の発給の場所)

において発給した。

(発給の日)

(証書の発給について権限を与えられた職員の名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

上記の議定書第1章第13規則(3)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の

有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第1章第13規則(3)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効  
力を有していることを条件として、  
まで効力を有するものとする。

署名

(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、上記の議定書第1章第13規則(4)の規定を適用する場合における裏書

この証書は、上記の議定書第1章第13規則(4)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効  
力を有していることを条件として、  
まで効力を有するものとする。

署名

(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第1章第13規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間  
について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第1章第13規則(5)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効  
力を有していることを条件として、  
まで効力を有するものとする。

署名

(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

注1 漁船の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注2 該当しないものを抹消すること。

<p>3 国際漁船安全証書の追補の録</p> <p style="text-align: center;">国際漁船安全証書のための設備の記録</p> <p style="text-align: center;">この記録は、常に国際漁船安全証書に添付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">1977年の漁船の安全のためのトレリノス国際条約に関する</p> <p style="text-align: center;">1993年のトレリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケーヌタウソ協定に係る設備の記録</p> <p>1 漁船の要目</p> <p>船名 .....</p> <p>船舶番号又は信号符字 .....</p> <p>船籍港 .....</p> <p>長さ(L) (第1章第2規則(5)) / 総トン数 (第1章第2規則(22)) (注1) .....</p> <p>2 救命設備の詳細</p>	<p>1 備えている救命設備</p> <p>2 救命艇の総数</p> <p>2.1 救命艇に収容される人数の総計</p> <p>2.2 部分閉閉型の救命艇 (第VII章第18規則) の数</p> <p>2.3 全閉型型の救命艇 (第VII章第19規則) の数</p> <p>3 救助艇の数</p> <p>3.1 2の救命艇の総数に含まれる救助艇の数</p> <p>4 救命いかだ</p> <p>4.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ</p> <p>4.1.1 救命いかだの数</p> <p>4.1.2 救命いかだに収容される人数</p> <p>4.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ</p> <p>4.2.1 救命いかだの数</p> <p>4.2.2 救命いかだに収容される人数</p> <p>5 救命浮梁の数</p> <p>6 救命胴衣の数</p> <p>7 イマーシジョン・スーツ</p> <p>7.1 総数</p> <p>7.2 救命胴衣の要件に適合するイマーシジョン・スーツの数</p> <p>8 保温具 (注2) の数</p> <p>9 救命設備において使用する無線設備</p> <p>9.1 レーダー・トランスポンダの数</p> <p>9.2 双方向VHF無線電話装置の数</p> <p>3 無線設備の詳細</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項</th> <th style="width: 50%;">目</th> <th style="width: 50%;">実際の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 主な設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.1 VHF無線設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.1.1 デジタル選択呼出装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.1.2 デジタル選択呼出保守装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.1.3 無線電話</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.2 MF無線設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.2.1 デジタル選択呼出装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.2.2 デジタル選択呼出保守装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.2.3 無線電話</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.3 MF/HF無線設備</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	目	実際の措置	1 主な設備			1.1 VHF無線設備			1.1.1 デジタル選択呼出装置			1.1.2 デジタル選択呼出保守装置			1.1.3 無線電話			1.2 MF無線設備			1.2.1 デジタル選択呼出装置			1.2.2 デジタル選択呼出保守装置			1.2.3 無線電話			1.3 MF/HF無線設備		
項	目	実際の措置																																
1 主な設備																																		
1.1 VHF無線設備																																		
1.1.1 デジタル選択呼出装置																																		
1.1.2 デジタル選択呼出保守装置																																		
1.1.3 無線電話																																		
1.2 MF無線設備																																		
1.2.1 デジタル選択呼出装置																																		
1.2.2 デジタル選択呼出保守装置																																		
1.2.3 無線電話																																		
1.3 MF/HF無線設備																																		

1.3.1	デジタル選択呼出装置	
1.3.2	デジタル選択呼出警守装置	
1.3.3	無線電話	
1.3.4	直接印刷通信	
1.4	インターネット船舶地球局	
2	警報のための補助手段	
3	海上安全情報の受信設備	
3.1	ナブテックス受信機	
3.2	高度集団呼出受信機	
3.3	H F 直接印刷通信受信機	
4	衛星系非常用位置指示無線標識	
4.1	コスバス・サーキット	
4.2	インターネット	
5	VHF非常用位置指示無線標識	
6	漁船のレーダー・トランスポンダ	
4	無線設備の利用可能性を確保するための方法 (第IX章第14規則)	
4.1	設備の二重化	
4.2	陸上保守	
4.3	海上における保守能力	

この記録が全ての点において正しいことを証明する。

..... において発給した。

(記録の発給の場所)

..... (記録の発給について権限を与えられた職員の名)

..... (発給の日)

(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)

注1 該当しないものを抹消すること。

注2 上記の規定書第VII章第17規則(8) (a) (b) 及び第23規則(2) (b) の規定により要求されるものを除く。